

# 出羽玉泉寺開山の了然法明について

——道元禅師に参じた高麗僧——

佐藤秀孝

## はじめに

鎌倉初中期に朝鮮半島の高麗国の出身とされる一介の禅僧が日本の大地を踏んでいる。禅僧の名を了然法明（別号は弘章・弘性、？—一三〇八？）といい、母国高麗を出て南宋に渡つて中国禪の研鑽に努め、長い遍參求道の末に辿り着いた安住の地こそ日本であった。

実にこの時代に高麗から南宋に渡り、さらに日本にまで至るという三国に股がつて生きた禅僧も珍しいが、その反面、実際の法明はきわめて行実に謎が多く、ほとんど日本禪宗史の表舞台に立つこともなく、地方に在つて隱山閑居に徹したかのごとくその生涯を終えている。<sup>(1)</sup>

ところで法明は来日してまもなく越前（福井県）志比莊の吉祥山永平禅寺の開山である道元禅師（一二〇〇—一二五三）に禅僧の入宋が頻繁となり、それに伴つて臨済宗松源派の蘭溪道隆（大覺禪師、一一二三—一二七八）ら南宋の禅僧の来日もようやく始まる時期に相当している。そんな日宋両国間の禅宗交流の歴史の上にこの高麗僧法明もまた些々やかな足跡を記しているわけであり、この人は後に臨済宗破庵派の無準師範（弘鑑禪師、一一七七—一二四九）の法嗣として扱われ、日本禪宗四十六伝の第八番目にその名が載せられるという榮誉を

得ている。

馬澤大學佛教學部研究紀要 第五十二號 平成六年三月

また来日して以降、法明がその活動の中心を出羽（山形県）の羽黒山の近隣に置いていた点、禪宗とくに曹洞宗が東北へ

伝わる端緒としても看過しがたいものを持つてゐる。そして、法明は羽黒山信仰とも何らかの関わりが存したものらしく、そのことは比較的初期の禅宗における神人化度の説話としても注目すべき内容を持つものといつてよい。

このように法明は当時としてはきわめて稀有な行動をなした禅僧であつて、その存在は多くの謎と問題に満ちてゐる。以下、そんな歴史の彼方に埋没した感のある法明の消息をでき得るかぎり詳しく辿つてみることにしたい。

### 伝記史料について

はじめに法明の伝記に関する史料について大まかに触れておきたい。古く臨済宗聖一派の虎闘師鍊（一一七八—一二四六）が撰した『元亨釈書』三〇巻には法明に関する記事は残念ながら見られない。京都を中心に活動した師鍊としては、おそらく遙か遠隔出羽の地でなした法明の消息など知る由もなかつたのであろう。

しかるに室町時代に曹洞宗太源派の南英謙宗（三謙道人、一三八七—一四五九）が撰した『玉漱軒記』には、簡略な記載ではあるが、法明に関する貴重な消息が伝えられてゐる。謙

宗は法明が開創した出羽の善見山玉泉寺を中興して国見山玉川寺と改めた禅僧であり、『玉漱軒記』の成立が康正元年（一四五五）であつて、法明の示寂して後、わずかに一世紀半

を隔てての記事であるだけに信憑性が高い。

その後、江戸初中期に成立した『延宝伝燈錄』や『本朝高僧伝』および『日域洞上諸祖傳』などには何故か直接に法明の章は存していない。燈史・僧伝としては、わずかに『日本洞上聯燈錄』卷一に「永平道元禪師法嗣」として「羽州玉泉寺了然法明禪師」の章が収められているにすぎないのである。<sup>(4)</sup>すなわち、『洞上聯燈錄』に至つて、はじめて法明は「越前州永平孤雲懷奘禪師」「僧海禪師」「京兆永興寺詮慧禪師」とともに道元禪師の法嗣にその名が連ねられるわけである。

『洞上聯燈錄』の成立は法明が示寂して後およそ四世紀以上を隔てた江戸中期であるだけに第一等の史料とはいえない面もある。しかしながら、編者の嶺南秀恕（一六七五—一七五二）が史料蒐集に寄せる姿勢からしても、法明の生涯全体を知る上では『洞上聯燈錄』の記載は他の追随を許さないものがある。とりわけ、秀恕は『洞上聯燈錄』卷一の末尾に「考証」として「了然章」を設けており、法明に関する詳しい考証をも付してゐる。その考証内容には多少の問題を含んでいるものの、当時としてはきわめて興味深い成果といつてよい。

一方、臨済宗側の史料としても法明のことにつれたものが若干ながら存している。すなわち、古く室町中期の古篆周印（別号は無礙）が編した『仏祖宗派図』には名のみながら「徑

山無準師範」の法嗣の一人として「日本玉泉了然法明」の名が存し、これを継承する江戸初期の桂芳全久が編した『正誤仏祖宗派図』四にも「徑山無準師範（円照仏鑑）」の法嗣の一人として、やはり「日本玉泉了然法明」の名が載せられている。

また尾張（愛知県）葉栗村笛野（いま一宮市笛野）の万松山妙光寺の住持であった大冥惠団が編した『宗門畧列祖伝』卷四「日本」では、禪宗四十六流の第八番目に「徑山無準師範之嗣」として「（へ臨十七世）越後玉泉了然法明禪師」の章を設けており、簡略な足跡を伝えている。<sup>(5)</sup>

さらに京都紫野の竜宝山大徳寺の第二十七世であつた大心義統（一六五七—一七三〇）が編した『諸宗儀範』卷一「立宗伝來部」の「仏心宗祖」の項目にも「南詢伝法諸祖」として「了然法明」の章が存しております、やはり若干の伝記を載せておる。

一方、法明が開創した出羽の玉泉寺を継承する山形県田川郡羽黒町玉川の玉川寺には、江戸初期に羽黒山別当長吏宝前院法印の天宥（宥譽とも、？—一六七四）が撰した『玉泉寺縁起』一巻が所蔵されている。天宥は寛永七年（一六三〇）から寛文八年（一六六八）に至る三九年間、羽黒山一山の発展に全力を傾いていた天台宗の学僧であり、羽黒山一山の発展に全力を傾けたとされる人物である。<sup>(7)</sup>『玉泉寺縁起』は絹地紺糸に金泥字で書された巻子一巻であつて、正保二年（一六四五）閏五月一日に天宥が玉川寺第一八世の貫室茂道（？—一六四八）の依頼によつて撰述したものである。<sup>(8)</sup>

『玉泉寺縁起』が撰述されたのが『洞上聯燈錄』より一世紀近くも古い点で注目すべき史料ではあるが、記事内容には首肯し難い部分も多く存しております、扱う場合には十分な注意を要するであろう。便宜上、その全文は本論の末尾に「補註」として載せておきたい。

ちなみに『玉漱軒記』と『玉泉寺縁起』の一史料は秀恕も閲覧する機会に恵まれたものらしく、秀恕は『洞上聯燈錄』卷一「考証」の「了然章」において、

く、編者の恵団や義統が単に法明の活動の地を見誤つたものにすぎないであろう。古く出羽の地は越国の管轄下にあり、

越後の国（北）に位置していたことから、こうした誤りが起きたものであろうか。

頃得『玉泉中興南英禪師玉漱軒記及羽黒山別當長吏宝前院法印天宥所撰玉泉記』而校之、皆与宗派図一同。

と自ら記している。ここにいう『玉泉記』というのがまさに先の『玉泉寺縁起』にほかならず、これらを基にして秀恕は法明の足跡を整理検討しているわけである。ただ、具体的な道元禅師との問答などは『玉泉寺縁起』などには見られないことから、秀恕が如何なる経緯で『洞上聯燈錄』に法明の機縁の語句を記すことができたのか、その詳細は定かでない。あるいは今日に伝えられない何らかの史料が存し、秀恕はそれに基づいて法明の章をかなり詳細に記すことができたのかも知れない。

実際のところ法明に関しては、その在世当時に自ら記した古文書のごときものが玉川寺などにも一切伝えられず、また示寂して間もない頃のもつとも基本となるべき史料もきわめて限られていることから、勢い後世の史料に基づく推測をなさねばならない。

ちなみに玉川寺蔵の『過去帳』によれば、法明のことを「當寺開山法明弘性大和尚」と記しているが、この弘性というのも弘章の転化と見られよう。<sup>(10)</sup> ただ、玉川寺でも法明弘性として法明を道号のことく扱い、弘性を法諱のことく伝承していたことになろう。いまは弘章または弘性を法明の別号であつたものと解釈し、以下、了然法明ということで統一表記していくことにしたい。

この人は法諱を法明といい、道号または字を了然と称している。すなわち、『洞上聯燈錄』の法明の章によれば、  
羽州玉泉寺了然法明禪師、一號弘章。高麗国人。  
と記されている。道号の「了然」は法諱の下字である「明」と関連しており、南宋禅林における道号の流行をそのままに取り入れたものといつてよい。<sup>(9)</sup>

### 高麗國での消息

ところでこの法明の出身に関して、『洞上聯燈錄』は高麗國出身の人であったと伝えている。高麗國は後梁の貞明四年（九一八）に建国され、後唐の清泰二年（九三五）に新羅を併合して朝鮮半島を統一した王朝であり、明の洪武二五年（一三九二）に李氏朝鮮に代るまで実に五世紀近く三四代づいた政権にほかならない。<sup>(11)</sup>

しかるにこの『洞上聯燈錄』の記載に対して、『玉泉寺縁起』においてはまったく別の説を伝えている。すなわち、

『玉泉寺縁起』には、  
出羽国櫛引郡大泉莊國見玉川寺開基法明和尚者、百濟國僧也。

と記されており、法明は百濟国の僧とされている。百濟といえば唐の龍朔三年（六六三）に滅亡した朝鮮半島の王朝である<sup>(12)</sup>から、到底、ここにいう法明が百濟の出身であることは史実とは認めがたい。これは『玉泉寺縁起』の撰者である天宥が、鎌倉時代の高麗僧法明と上古（飛鳥時代）の百濟僧法明尼とを混同するという、きわめて初步的な誤りを犯したこと因るものであるが、その点については後述したい。

ところで、これらとはまったく別に、さらに『宗門畧列祖伝』においては、法明の出自について、

越後玉泉了然法明禪師、師ハ本土ノ人ナリ。<sup>(13)</sup>

と伝えている。本土とは日本のことであり、これによるなら

法明は日本人であつたことになろう。さらに『諸宗儀範』の「了然法明」の項目も「南詢伝法諸祖」の部に収められていてから、やはり法明を日本人として扱つてることになる。しかしながら、『宗門畧列祖伝』が「本土の人なり」と日本人であることをことさら断わる記述も不自然であり、ここでは一応、『洞上聯燈錄』に「高麗國の人」と記されることく、

当時としては珍しくも法明が高麗國出身の来日僧であつたと

見ておきたい。

ところで、法明は高麗國の人と伝えられてはいるものの、その前半生の朝鮮半島における消息となるとほとんど不明といつてよい。法明が高麗國內の何れの地の出身であつたのか、また俗姓は何であつたのか、さらにその出生年時も何時であったのか、そうした詳細はいずれも定かでないのが実情である。

『洞上聯燈錄』の法明の章によれば、わずかに「幼歲出俗」と記されており、幼くして俗を捨てて出家したことが知られるのみにすぎない。その後の動静もまったく不明なのであつて、故国高麗でなした行実のすべてが謎に包まれているわけである。ただ、諸般の状況からして、その出生はおよそ南宋の嘉定年間（一二〇八—一二二四）頃に相当するものと推測され、おそらく法明という法諱も高麗國內の寺院で得度した際の命名であつたものと見られる。

朝鮮半島における禅宗への関心は日本よりはるかに古く、すでに隋・唐の頃より始まっており、多くの入唐僧らによつて初期禅宗から北宗さらに南宗諸派が相繼いで齋されて朝鮮九山法門が形成されている。しかも高麗の治下においては仏教をもつて鎮護國家の法となしたため、仏教各派が国教的な地位を得て隆盛していたとされる。<sup>(14)</sup>

そして、さらに入宋して雲門宗の禅風を学んで帰国した大

覺國師義天（一〇五五一一〇二）や、朝鮮禪宗の中興の祖師と仰がれて曹溪山修禪社を創始した普照國師知訥（一一五七—一二一〇）などの活動もあって、中國禪宗への関心はその深まりを見せている。おそらく高麗国内の僧侶においても南宋禪林に対する関心を高めて入宋を図る人も多かつたはずであろう。

たとえば法明より一世紀ほど早く晋州（慶尚北道）の智異

山断俗寺などで活動した大鑑國師坦然（？一一五八）は明州（浙江省）鄞県の阿育王山広利禪寺の住持であった臨濟宗黃龍派の無示介謐（一〇八〇一一四八）に書簡を送って、印可証明の返書を受けており、その消息は『嘉泰普燈錄』卷一七「高麗國坦然國師」の章などにも載せられている。また法明

より少し後のことではあるが、太古普愚（円証國師、一三〇一

—一三八二）も入元して湖州（浙江省）霞霧山に卓庵していた臨濟宗破庵派の石屋清洪（一一七二一一三五二）に参学して印可を受けており、高麗に帰国して後は武州（全羅南道）の迦智山宝林寺などに住持し、その門流は大きく隆盛して今日に及んでいる。

さらに陝州（慶尚南道）の迦耶山海印寺では『祖堂集』の版木でも名高い高麗版『大藏經』の印板を收めているが、この大事業は蒙古（元）<sup>(15)</sup>の侵略下にあって外敵の退散を祈願して雕造されたものであり、当時の仏教に寄せる高麗国内の人々

の信仰の高まりを感じさせよう。その梓刻は南宋の端平三年（一一三六）すなわち高麗の高宗二三年に始まっているから、まさに法明が南宋に赴いた頃に相当していることになろう。

このほか知訥の法嗣である永乙慧謐らが南宋の寶慶二年（一一二六）に『禪門拈頌集』三〇巻を編しており、南宋の景定元年（一一六〇）には晦然見明（一一〇六一一八九）が『重編曹洞五位』すなわち『曹洞五位顯訣』を増補改訂している。<sup>(16)</sup>

そうした中国禪宗に対する関心が高まつていった土壤の中で、法明自身もまた出家の道を歩み、参禪修道に邁進してしたものと思われる。そして、それがやがて入宋求法へとこの人を駆り立てることとなつたわけである。<sup>(17)</sup>

### 入宋と無準師範への参学

その後、法明は南宋に渡航したとされるが、その年時はもちろんのこと、遍參歷遊の過程なども詳細には伝えられていない。ただ、わずかに杭州（浙江省）余杭県西北五〇里の徑山興聖万寿禪寺に到り、臨濟宗破庵派の無準師範に参侍した事実が知られているにすぎない。そこで諸史料の記事を比較検討する前に、徑山と無準師範について簡略に触れておくことにしたい。

法明が到つたとされる徑山とは、いうまでもなく当時、禪宗五山の第一位に列していた大刹であり、古く唐代に牛頭宗

の国一大師法欽（道欽とも、大覺禪師、七一四—七九二）によつて開創されている。その後、南宋初期に臨濟宗楊岐派の重鎮であつた大慧宗杲（号は妙喜、大慧普覺禪師、一〇八九—一一六三）が住して以来、江南禅林の一大中心寺院への道を歩んでおり、南宋屈指の名刹として名を馳せることになる。<sup>(18)</sup>とりわけ、南宋の嘉定年間に制定された五山十利制度においては、<sup>(19)</sup>徑山は江南における禅宗五山の第一位に列している。当然、徑山ははじめから憧れの禅寺であったはずであろう。

また法明が参考した無準師範については、語録として『仏鑑禪師語録』五巻と『徑山無準和尚入内引対陞座語録』一巻が伝えられている。伝記史料としても、嘉熙三年（一二三九）八月に侍者徳如が撰した「大宋國臨安府徑山興聖万寿禪寺住持特賜仏鑑禪師行狀」が京都の慧日山東福寺に所蔵され、また『無文印』卷四「行狀」には大慧派の無文道璨（？—一二七二）が撰した「徑山無準禪師行狀」があり、さらに『後村先生大全集』卷一六二「墓誌銘」にも劉克莊（字は潛夫、号は後村先生、一一八七—一二六九）が撰した「徑山仏鑑禪師」の墓誌銘が存していることから、比較的に詳しい行実が知られている。<sup>(20)</sup>

師範は虎丘派（破庵派祖）の破庵祖先（一一三六—一二一二）の高弟として臨済の禅風を挙揚し、まさに南宋末期の江南禅

林を代表した第一等の禅匠であつて、日本などから多くの禅僧が入宋してその会下に連なつてゐる。<sup>(21)</sup>そんな師範と日本禅僧との関わりについては後で触ることにしたい。ともあれ、師範が徑山に住するのは紹定五年（一二三三）のことであるから、法明が師範に学んだのも必然的にそれ以降のこととなる。師範の華々しい活躍によつて、まさに当時は破庵派が隆盛期を迎えていたことから、江南禅林の重鎮たる師範の席下で参禅学道する栄誉を得ることは、外国僧にとつてもきわめて意義深いものであつたと見られる。

では、いつたい、諸史料は法明が徑山の師範に参隨した消息を如何に伝えているであろうか。この点について、はじめにもつとも基本となる『洞上聯燈錄』の記事に注目して見ることにしたい。『洞上聯燈錄』の法明の章ではわずかにその在宋中の動静について、

長遊宋地、參侍徑山無準。

と簡略に記しているにすぎない。この記述によれば、法明は長じて宋國に遊んだとされるから、おそらく一〇歳前後までは高麗國に留まり、その後に南宋の地へと旅立つたものと解していることになる。そして、さらに「徑山の無準に参侍す」と記されているから、杭州の徑山に到つて師範に参侍した事実が知られる。ただし、そのほかの法明の消息については、『洞上聯燈錄』においても何ら伝えられていない。

わずかに『洞上聯燈錄』では後に法明が日本にて道元禪師に参じた際の記事の中に、若干ながらその消息の一端を伝える箇所が存している。すなわち、道元禪師は会下に至つた法明に対して、

子早入<sub>ニ</sub>支那叢林、徧訪<sub>ニ</sub>名師、參學積<sub>ニ</sub>年、見聞飫鑒。而因縁不<sub>レ</sub>契、万里航<sub>ニ</sub>海、來投<sub>ニ</sub>吾求<sub>ニ</sub>道、寔是針芥之契合也。

と語つたことになっている。このことばに従うならば、法明は早くに入宋して江南叢林に投じ、諸山の名師を歴訪して参学すること積年に及び、その見聞をかなり深めたことが知られる。飫鑒とは腹一杯に食べて食に飽きることであり、ここでは飽き足るほど参禅辨道に努めたことを表現している。おそらくは師範ひとりのみに参考していいたわけではなく、その他の著名な禪僧の席下にも連なることが存したはずである。

なろう。

このように『洞上聯燈錄』では法明が師範に参考した事実は伝えているものの、あくまで道元禪師の法嗣として章を立ててあるから、編者の嶺南秀恕としては法明が師範の法を嗣いだとは見ていいなかつたわけである。この点はすでに室町中期の南英謙宗も、後に述べるごとく『玉漱軒記』において法明が道元禪師から嗣法した事実を伝えているのであって、曹洞宗側の理解としては師範への参考は認めて、その嗣法については否定していることになる。

一方、これに対して臨濟宗側の史料では、一応に師範からの嗣法を史実として認めているようである。古く夢窓派の古篆周印が応永二五年（一四一八）に刊行した『仏祖宗派図』には「徑山無準師範」の下に「日本玉泉了然法明」の名が存見られる。

また同じく『洞上聯燈錄』によれば、法明は道元禪師との

間でつぎのような問答を交わしたとされている。

元曰、曾見<sub>ニ</sub>何人來。師曰、久侍<sub>ニ</sub>徑山無準。元曰、在<sub>ニ</sub>彼有<sub>ニ</sub>甚所得。師曰、知<sub>ニ</sub>飯是米做。

しているから、法明は早くから師範に法を嗣いだ門人とされていたことが知られる。この点は寛文八年（一六六八）に桂芳全久が刊行した『正誤仏祖正伝宗派図』三にも「徑山無準師範（円照仏鑑）」の法嗣として「日本玉泉了然法明」の名が存している。

さらに江戸初期の釈半人子（真名は不詳）が編した『二十四流宗源図記』には載せられていなかつたとされるが、大冥惠団が編した『宗門畧列祖伝』一「畧列祖伝目録（卷之四日本）」においては、禅宗四十六流の第八番目に「無準師範ノ嗣、臨十七世」越後玉泉了然法明」の名が存し、やはり法明は無準師範の法嗣として扱われている。ただ、具体的な記事としては簡略ながら、

宋ニ入り、無準ニ嗣玉フト云ヒ。

と記されているにすぎない。もっとも、同じ『宗門畧列祖伝』一「永平道元禪師之嗣」の項では「洞上聯燈ニ拠ル、延宝伝燈ト異ナリ」と注記した上で、「玉泉了然禪師」を道元禪師の法嗣として重複して挙げているから、惠団は両説を存知していたことになろう。

また『諸宗儀範』卷一「立宗伝來部」の「仏心宗祖（南詢伝法諸祖）」の「了然法明」の項も同様に師範の法嗣として扱っているものの、やはり具体的には、

某年入宋、嗣ニ法無準範。

と伝えられているにすぎない。これら二史料はすでに述べたごとく法明を日本人とする立場に立っているわけであるが、法明が日本から入宋して無準師範に学んだのみでなく、嗣法にまで及んだとされているわけである。ただし、その参学地についてはいずれも徑山とは明記されていない。およそ臨済宗側の史料は一応に法明を師範の法嗣として扱っていることになろう。<sup>(22)</sup>

いずれにせよ、法明が師範に参学した事実はすべての史料が一応に伝えていることからして疑いのないものの、臨済宗側の史料が師範への嗣法を認めるのに対し、曹洞宗側の史料は単なる参学にすぎなかつたと見ており、それぞれに相違が存しているわけである。そのいずれを是とするかは意見の別れるところであり、ここでは両説が併存していることを併記するのみに留めたい。もっとも妥当な説としては、法明がもともと師範より印可を受けてはいたものの、後になお境界の徹底を目指して道元禪師に相見することになつたと解するほかはなかろう。

おそらく状況からして法明は高麗の地より商船にて明州（浙江省）慶元府港に渡り、ついで杭州へと赴いているものと推測されるが、具体的に如何なる遍參歴遊をなしたのかは定かでない。ただ、何れの史料もわずかに徑山の師範に参学あるいは嗣法した事実を伝えるのみであって、師範との間で交

わされた具体的な機縁の問答商量などは伝えていない。

南宋末期における高麗出身の禅僧の入宋については、いまだその詳細は定かでないものの、おそらく日本の禅僧と同じよう多く入宋高麗僧が各地の江南禅林に滞在・活動していたものと見られる。とりわけ師範の名声は海東高麗の地にも知れわたつたはずであろうから、法明ははじめから徑山の師範に学ぶために入宋したとも考えられよう。法明が南宋第一の徑山に上出し、当代随一の師範に参学するのは、当然の成り行きであつたとも解され、また当時の江南禅林の風潮からすれば、了然という道号も師範より授与されたものであつた可能性が強い。

もちろん、諸般の状況を考慮すれば、法明は徑山にて晩年の師範に学ぶのみならず、さらに他の五山十刹など江浙の著名な禅院をも歴遊している可能性も大きいであろう。後の日本での消息と同じように、おそらく法明は参禅学道に努めるかたわら、多くの江南禅林の史蹟をも観光遊歴していたと推測されるからである。

では、この法明が中国でなした消息について、『玉泉寺縁起』は如何に伝えているであろうか。『玉泉寺縁起』ではわずかに、

為入唐、於経山寺明曹洞。

と記されているにすぎない。これによれば、法明は入唐して

経山寺において曹洞の宗旨を明らめたことになるう。この記述も問題であつて、「入唐」は「入宋」の意に解きなければならず、「経山寺」は「徑山」のことを指しており、「曹洞」は明らかに「臨濟」の誤りとすべきである。これらの記述はまさに時代背景を誤り、中国禪宗の実情にも精通していないかつた撰者天宥の勘違いによるものと理解せざるを得ない。ただ、法明が中国に渡つた事実と徑山に掛搭参考した消息、および後の曹洞宗との関わりなどが、『玉泉寺縁起』においても明確に継承されている点は注目してよいであろう。

### 来日をめぐる問題

その後、法明は日本へと赴くことになるのであるが、その間の状況について、『洞上聯燈錄』の法明の章はつきのとく記している。

嘗聞人称此方為仏地、有觀光之志。遂于淳祐七年、附商船而至。

これによれば、法明はかつて人から日本が仏地であると聞いて観光の志やみがたく、淳祐七年（一二四七）すなわち日本宝治元年に商船にて日本に来航していることが知られる。仏地とはここでは仏教の盛んな地または仏教国といった意味であり、観光の志とは他国の光華をよく見ること、他国の山水・風俗などを遊覧する意にほかならない。

おそらく法明は、當時入宋して徑山の師範の席下に在った日本禪僧などと直接に道交を結んで日本に対する理解を深めていったものと思われ、實地に日本という國を観てみたい衝動に駆られたのではなかろうか。そして、予め日本の情勢に精通していた法明は、ついに憧れの地であつた日本への渡航に踏み切つたのであろう。

まさに寛元四年（一一四六）に日本の地を踏んだ松源派の蘭溪道隆に遅れることわずかに一年後に当たつており、いまだ来日僧がきわめて少なかつた中で法明が日本に赴いている事実は特筆に値するものといつてよい。ときには学の師であつた無準師範はなお健在であり、法明はその席下を辭してあえて来日の途に就いていことになろう。

もつとも、『宗門畧列祖伝』や『諸宗儀範』の「了然法明」の項目では、法明を日本人とする立場から、日本への東渡ではなく、あくまでも帰朝・帰国として扱っている。ただし、この二史料では帰国したとされる年時については一切、触れていない。

これに対しても、『玉泉寺縁起』においてはまったく別の記述をなしている。すなわち、法明の来日に関して、

日域為來朝、仁王三十八代齊明天皇御辛也。

世のこととしているのである。齊明天皇といえば大化の改新の前後に活躍した女帝であり、はじめ皇極天皇（在位は六四二一六四五）として皇位にあり、ついで齊明天皇（在位は六五五—六六二）として重祚している。<sup>24)</sup>

この記述が歴史的に成り立たないことは自明であるものの、いつたい何故これほどまでの隔たりが起こってしまったのであろうか。秀恕は『洞上聯燈錄』卷一「考証」の「了然章」において、

或記曰、法明來日域二者、人皇三十八代齊明天皇時也、創玉泉者、天智二癸亥三月也。按齊明・天智朝太悠遠也。師者八十八代後深草宝治元年來朝、建長二年赴東羽、三年辛亥三月創玉泉焉。

と記してその誤りを指摘している。『玉泉寺縁起』においては法明が来日したのを仁皇第三十八代齊明天皇の治世とし、玉泉寺が創建されたのを天智二年（六六二）癸亥の三月とするわけであるが、あまりに隔たつた昔のことであるから、秀恕は当然のことながらこれを非として退けている。そして、實際に法明が来日したのを仁皇第八八代の後深草天皇（一一四三—一三〇四、在位は一一四六—一二五九）の宝治元年であったとし、さらに建長二年（一二五〇）に東羽に赴き、建長三年（一二五二）辛亥の三月に玉泉寺を創建したとするわけである。そして、これほどまで年代の開きが生じてしまった原因

は、どうやら『玉泉寺縁起』の撰者である天宥が、鎌倉時代に来日した高麗僧の了然法明と、齐明天皇の治世に来日した百濟僧の法明尼とを混同したことに因るものらしい。この点についてもやはり秀恕が『洞上聯燈錄』卷一「考証」の「了然章」において、つぎのごとく考察を加えている。

予意者、齐明朝有<sub>二</sub>百濟尼法明者、以<sub>二</sub>其鄉近<sub>一</sub>師其名同<sub>一</sub>師、而不<sub>一</sub>檢<sub>二</sub>年曆<sub>一</sub>、卒爾記以為<sub>二</sub>師事<sub>一</sub>者乎。元亨釈書<sub>二</sub>三十一卷<sub>一</sub>、

内臣鎌子連疾、百濟尼法明誦<sub>二</sub>維摩經<sub>一</sub>、疾愈。是則不<sub>一</sub>詳<sub>二</sub>永平下有<sub>二</sub>二人了然<sub>一</sub>、漫以<sub>二</sub>了然法明<sub>一</sub>謂<sub>一</sub>尼、而混為<sub>二</sub>百濟尼法明<sub>一</sub>也耳。

これによれば、齐明朝に百濟から至った法明尼が、ここにいう法明とその郷里が近く、また僧名も同じであつたことから、年代考証もせずに安易に混同したものと解しているわけである。実際に『元亨釈書』卷一八「願雜〈尼〉」の「法明尼」の章によれば、

百濟人。齐明二年、内臣鎌子連寢病、多方不<sub>一</sub>瘥。明奏曰、維摩詰經因<sub>二</sub>問<sub>一</sub>疾說<sub>二</sub>大法<sub>一</sub>、試為<sub>二</sub>鎌子<sub>一</sub>連讀<sub>一</sub>之。帝詔讀<sub>一</sub>之、未<sub>一</sub>終<sub>一</sub>、卷病即愈。王臣大悅。

贊曰、東晉有<sub>二</sub>尼道馨<sub>一</sub>、說<sub>二</sub>維摩經<sub>一</sub>、聽者如<sub>一</sub>市。然者尼之有<sub>一</sub>講

者尚矣。而明一說未<sub>一</sub>畢、沈痼早差。其為<sub>一</sub>効豈不<sub>一</sub>愈哉。爾後、淡海公於<sub>二</sub>植櫻場<sub>一</sub>、創<sub>二</sub>維摩會<sub>一</sub>、移<sub>二</sub>興福寺<sub>一</sub>、于<sub>一</sub>今転盛。豈明之余烈乎。

という記事が載せられている。すなわち、法明尼は百濟よりの帰化僧であつて、齐明二年（六五六）に内臣鎌子すなわち藤原鎌足（六一四—六六九）がしきりに病んだ際、法明尼が『維摩經』「問疾品」を誦経すると、鎌足の疾いは立ち所に治癒したという記述が存している。そして、これより南都陶原の興福寺（山階寺）などで盛んに維摩会が行なわれるようになつたと伝えられる。<sup>26)</sup>

そして、天宥は何故かこの百濟僧の法明尼を時代もまつたく違う高麗僧の了然法明と混同してしまつたわけであり、この点を『洞上聯燈錄』の編者秀恕は「漫りに了然法明を以て尼と謂うは、混じて百濟尼法明と為すのみなり」と指摘している。したがつて、『玉泉寺縁起』は年代的なものと人名の混同はすべて考慮して解釈しなければならない。

ところで南宋での研鑽を終えた法明はなぜ母国高麗に帰ることもせず、はるか東方の日本に赴いたのであらうか、その

真の理由は定かでない。強いていえば、無準下に多くの日本禪僧が来参していたことから、海の彼方の日本という国に一種の憧れのようなものが自然と培われたためではなかろう

か。

無準下の一介の高麗僧にすぎなかつた法明を日本に招聘するほどの動きが存したとは思われないから、おそらく法明自身のまったくの「自發的な意志による来日であったはずであ

り、観光の志とはそんな日本の仏教のありさまや風俗・文物などを遊覧・観察せんとする法明の関心の高さを意味するものであろう。あるいはすでに北方の蒙古民族の興起に逸早く脅威を感じ、これを避けるべく安住の地を日本の地に求めたためでもあろうか。

そもそも無準師範に参学した日本禅僧としては、神子栄尊（日光とも、一一九五—一二七二）・東福円爾（弁円とも、聖一国師、一一〇一—一一八〇）・妙見堂道祐（一一〇一—一二五六）・性才法心（性西・法身とも、？—一二七三）などの名が知られており、日本の初期禅宗の発展に果たした師範の貢献には計り知れないものが存している。

栄尊は円爾とともに徑山の師範に学んだ後、円爾に先んじて帰国しており、肥前（福岡県）の水上山万寿寺を中心に活躍している。また円爾も師範の法を嗣いで仁治二年（一二四二）に帰国しており、当時すでに九条道家（一一九三—一二五二）に招かれて京都東福寺を中心に活動を開始している時期に相当し、その流れは聖一派として門派を形成することになる。さらに道祐も師範の法を嗣いで寛元三年（一二四五）に帰国し、京都北山の妙見堂に止住している。一方、法心（俗名は真壁平四郎）も師範の法を嗣いで帰国しており、奥州（宮城県）松島に青竜山円福寺（後の瑞巖寺）を開創している。

このほかにも、仏光派の一翁院豪（一一一〇—一二八一）は

師範に参学して帰国しているが、後に無学祖元（仏光国師、一二三二—一一八六）の法を嗣いでいる。聖一派の隨乗房湛慧は師範の席下で円爾と知り合い、帰国して後、円爾が東福寺開山となる仲介をなしている。また聖一派の無外爾然も晩年の師範に学んでいるが、帰国して後、円爾の法を嗣いでいる。後に道祐の法嗣となつた悟空敬念（一二一七—一二七一）も太宰府の承天寺の円爾に受業した後、入宋して徑山の師範に参じて印可を受け、帰国して京都の福田庵に化導を敷いている。

このように師範に学んだ日本禅僧たちは、それぞれ帰国して後、日本各地に在つて独自の接化をなしつつあつたわけである。<sup>(27)</sup>とりわけ、円爾などは帰国後も徑山の師範の席下に伽藍再建の資材を贈るなど多くの援助をなしており、江南禅林においても日本の禅宗界への関心がしだいに高まつて來ていた時期といつてよい。そんな日宋間の新たな動きの中に法明の来日も考慮されてよいのではなかろうか。

#### 出羽への定着

さらに不思議なのは、来日した法明が京都から関東へと周遊した後、東北の地へと赴いている事実であろう。この点も『洞上聯燈錄』の法明の章ではわずかに、

周<sub>二</sub>旋京師・東<sub>一</sub>関、迤邐造<sub>二</sub>東羽。

と記されるのみであつて、この人がなぜ当時の禅宗の中心地であった京都（京師）や関東（東関）の鎌倉さらに北九州などの方に留まることなく、いまだほとんど禅宗が流傳していかつた東羽すなわち出羽（山形県・秋田県）の東部にまで到つたのか、その理由もまた定かでない。

日本僧であれば縁故の地に法幢を建てるることは不自然ではないが、何らの地縁を持たない外国僧であつた法明が、遙か東北の日本海側にまで赴いた真意は何であつたのか。おそらく法明とて京都などに留まれば、同門の縁故で東福寺の円爾らの支援を得ることも可能であつたにもかかわらず、この地を素通りしている。<sup>(28)</sup>また鎌倉においては同じ来日僧の蘭溪道隆が大船の粟船山常楽禪寺さらに山之内の巨福山建長禪寺と化導を敷いていくわけであるが、法明はこの地にも留まるこ<sup>(29)</sup>となく素通りしている。

もちろん、京師・東関の地名があえて付されているのであるから、京都では東福寺の円爾の下を訪ねていてはすであり、また鎌倉では常楽寺に住していた蘭溪道隆とも関わりを持つことも存したかも知れない。しかも、法明が来日した年から翌年にかけては道元禪師が鎌倉行化をなしており、その後に法明が鎌倉に立ち寄つたのであれば、このときすでに道元禪師の道風について聞き知ることもできたはずである。

ただ、法明が京都・鎌倉という中心地に長く滞在すること

なく、これらを素通りしている点を考慮するならば、この人はことさら世に出ることを好まない韜晦隠棲の気風を有していたのかも知れず、禅者としては古風な性格の持ち主であつたとも推測される。

法明は観光の志をもつて来日したとされるから、九州から東漸北上するかたちで日本の各地を縦断し、諸地の名山や景勝の地を巡り歩いたのではなかろうか。しかもその参詣は仏教諸宗の名刹のみでなく、その他の山岳信仰の地などかなり広範なものであつたと推測される。そして、京都・鎌倉などの諸地を普く踏んだ後、北上して辿り着いた先が出羽の国であつたと見られ、おそらく初めから法明が出羽の地を目指したのではなかつたはずである。

ところで、『洞上聯燈錄』の法明の章では、法明が出羽に定住するに至る過程を、

將詣羽黒神社、至若王坂、有一村翁出迎曰、枳子名何。

師曰、法明。曰、既是法明、今詣山神何所求。師曰、唯遊山覩水耳。翁引師抵殿前失所在。師愕然登殿、忽見翁自

攘帳現神光、異香芬馥。師深祈冥助。

と伝えている。これによれば、出羽に至った法明は羽黒神社に参詣したとされ、寺院のみでなく日本各地の神社・靈場にも深い関心を寄せるこの人のすがたが偲ばれる。羽黒山は朝

め、鎌倉時代にはすでに多くの衆徒を擁して修験の一大勢力が形成されていたといわれる。<sup>(30)</sup> また羽黒神社とは羽黒山上に鎮座する出羽神社のことであつて、伊氏波神または出羽の国の國魂神を祀る社にほかならず、その本地は觀世音菩薩とされている。

おそらく法明は湯殿山や月山なども含めて出羽三山を巡礼して歩いたものと見られ、羽黒神社に参詣するために若王坂に至つた際、一人の村翁が出迎えて名を尋ねたとされる。法明が名乗ると、老人は「すでに法が明らかであるならば、いまさら山神に詣でて何を求めるのか」と迫つてゐる。法明は「ただ遊山観水するのみ」と答えてゐるが、日本各地を歴遊して山水の勝景を愛賞し、悠々自適せんとしていた意図を伝えるものであらう。老人は法明を羽黒神社の殿前まで案内すると、たちまちに消え失せる。愕然として登殿する法明の前に、老人が再び神前とのばかりを払つて神光を現すると、辺りに馨しい香りが満ち溢れたといふ。そして、老人が羽黒山の神人であることを察した法明は深く神仏の加護を祈つたと伝えられる。

これに対して、『玉泉寺縁起』においてはこの間の消息をつぎのようにかなり詳しく伝えている。

回二 法明諸國見二閑寂之所住一給。然当羽黒山被二參詣一時、權現若王子坂迄出迎。權現問曰、御僧者自二何國。法明答云、無二何

國土一僧也。亦權現、御名者。答、法明。亦、ホウハ何ホウ。答、ホウハノリ。問、ミヤウハ何。答、アキラム。問、明ラメテ何ソ祈之神參。答、唯眠覚走。自其權現有二先達、至二本堂失給。軀而從裏御戸開給。依其謂羽黒之御戸自二内陣一開。法明押二感涙、可奉二權現旦那一有二堅約。

これによれば、法明は諸国を巡つて閑寂の地を見てはしばらくの間を逗留したものらしく、羽黒山に参詣した時に羽黒權現が若王子坂まで出迎えたということになつてゐる。そして、つづいて法明と羽黒權現との間で問答が展開されてゐる。問答の内容としては、はじめに出身地に関する問答、ついで法名についての問答があり、最後に羽黒山参詣の主旨が課題となつてゐる。また秀恕も『洞上聯燈錄』卷一「考証」の「了然章」において、

玉泉寺記曰、從二羽黒神自據一帳對二於師、神殿帳抵二今自一内據之。

と述べており、先の『玉泉寺縁起』の記事を受けてゐる。これらによれば、羽黒神が自ら帳を掲げ挙げて法明と相対してより、神殿の帳は今に至るまで内から掲げ挙げることが慣例となつたとされる。そして、問答の末に感激した法明はこの地に草庵を結んで居住することになつてゐる。

こうした伝承がもし古いのであれば、禪僧による神人化度の説話としても初期のものとして注目されるわけであるが、

法明が羽黒山信仰との摩擦をできるかぎり避けようとした意図が裏に示されているのかも知れない。地元の諸信仰を無視しなかつた法明の積極的な姿勢を物語る逸話といえよう。<sup>(31)</sup>

さらに『洞上聯燈錄』の法明の章には、法明と羽黒山の神人との問答につづいて、その後の消息として、

既歸至<sup>二</sup>善見村<sup>一</sup>、觀音聖境也。見<sup>二</sup>其山川奇絕<sup>一</sup>、側結<sup>二</sup>廬處焉。

然而道香莫掩、黑白交相傾嚮、爭拏<sup>二</sup>大悲殿<sup>一</sup>為<sup>二</sup>禪宮<sup>一</sup>、延<sup>一</sup>師居<sup>二</sup>之<sup>一</sup>、榜曰<sup>二</sup>玉泉<sup>一</sup>。時建長三年三月十八日也。

と記されている。一方、この点を『玉泉寺縁起』は、

為<sup>一</sup>結<sup>二</sup>草庵<sup>一</sup>、仁之坂法明施<sup>一</sup>手杖<sup>二</sup>給者、落<sup>二</sup>吉見村<sup>一</sup>、近代改<sup>二</sup>名國見村<sup>一</sup>。法明漂泊給、折節彼地為<sup>二</sup>光明赫赤<sup>一</sup>、其中聖觀音之尊像為<sup>二</sup>曆々<sup>一</sup>。法明再拜、而爰勵<sup>二</sup>開山之勞<sup>一</sup>。天智二癸亥年三月日、草創一屋、仍本尊者聖觀音、手向谷之塔之本尊之元木同仏師也。鎮守者羽黒之御正依、是又觀音御座、仍毎月十八日有<sup>二</sup>祈禱<sup>一</sup>。蓋号<sup>二</sup>玉泉寺<sup>一</sup>事、來迎散給御跡見給者、水精珠數掛<sup>二</sup>枯木<sup>一</sup>。法明見給者、全体如<sup>二</sup>龍泉<sup>一</sup>、仍被<sup>二</sup>号<sup>一</sup>玉泉寺<sup>一</sup>。

或曰、玉泉之鎮護羽神也、羽神之本地觀音也。是等故實記、

伝<sup>一</sup>於彼家<sup>一</sup>、則可<sup>一</sup>以拋<sup>一</sup>矣。

と記されている。ここでも玉泉寺の鎮護が羽黒山の神であり、その羽神山の本地が觀世音菩薩とされている。

また『玉泉寺縁起』によれば、玉泉寺という寺名の由来は、法明がこの地に結庵した際に、水晶の数球が境内の古木に掛かっており、その全体が龍泉のようであったことに因むとされる。山川を愛し風光を観光してきた法明が命名するに相応しい寺名であったといえるだろう。もつとも、南英謙宗は『玉漱軒記』において、

旧名<sup>二</sup>玉泉<sup>一</sup>、母迺取<sup>一</sup>諸飛泉漱<sup>二</sup>鳴玉<sup>一</sup>之意乎、又取<sup>一</sup>諸大泉之泉乎。並非不義也。

と述べており、玉泉寺の名は「飛泉が鳴玉を漱ぐ」意か大泉

明の道風は隠しきれず、近隣の道俗縉紳がしだいにその風化に靡くようになつたらし。そして、人々は大悲殿（觀音堂）を拡張して一堂宇を建立して法明を招請し、ここに規模こそ小さいながらも善見山玉泉禪寺の成立を見ることとなる。

『玉泉寺縁起』によれば、玉泉寺の本尊は聖觀世音菩薩であり、鎮守は羽黒山の御神体であるが、これもまた本地が觀世音菩薩であつて、毎月一八日には御祈禱がなされたとされる<sup>(32)</sup>。この点は『洞上聯燈錄』卷一「考証」の「了然章」においても、

莊の「泉」の字を取つたものではないかと類推している。

ところで『洞上聯燈錄』では玉泉寺命名の年月を建長三年

(一一五二)三月一八日のことであつたと伝えているが、『玉

泉寺縁起』では先の百濟僧の法明尼との混同から天智二年

(六六三)三月のこととしている。建長三年は辛亥であり、天智二年は癸亥であるから、亥という点では一致しており、三月というのも同一であることから、おそらく後の玉泉寺の伝承としては「亥年三月」の草創という点であつたものと見られる。<sup>34)</sup>

いま一つ『宗門畧列祖伝』では「越後玉泉了然法明禪師」とあり、また『諸宗儀範』の「了然法明」の項目においても「帰國、創玉泉寺于越後州」とあって、法明が活動した玉泉寺を越後(新潟県)の地に存したとしているが、これは明らかに両史料の撰者の誤りにほかならない。

そして、これより先、南宋の淳祐九年(一一四九)すなわち日本の建長元年の三月一八日に、法明のかつての参師であつた無準師範<sup>35)</sup>が七三歳の生涯を終え、万年正統院の円照塔に葬られている。法明が日本に渡航して三年後のことであつて、おそらくその訃報も数年間の中には遠く出羽玉泉寺の法明の席下に齋されていたはずであろう。あるいは師範の示寂した直後に法明が道元禅師に参学している背景には、それまで頼るべき存在であつた師範がすでに亡きことを知らされた

法明自身の雑複な心境の変化が大きく影響しているのかも知れない。

### 道元禪師への参学

出羽の地に落ち着いた法明は、その後、越前(福井県)志比莊の吉祥山永平禪寺に赴いて晩年の道元禪師と関わりを持つことになるのであるが、その間の経由を『洞上聯燈錄』の法明の章では、

一夕倏有<sup>ニ</sup>老人、形奇古跪<sup>ニ</sup>膝于前<sup>ニ</sup>言曰、雖<sup>ニ</sup>師曰<sup>レ</sup>在<sup>ニ</sup>徑山<sup>ニ</sup>、未<sup>レ</sup>說<sup>ニ</sup>稟承<sup>ニ</sup>、北越有<sup>ニ</sup>道元禪師<sup>ニ</sup>、師緣在<sup>ニ</sup>彼<sup>ニ</sup>、証道非<sup>レ</sup>遙<sup>ニ</sup>、往哉、勿<sup>レ</sup>滯<sup>ニ</sup>于此<sup>ニ</sup>。言訖而隱。師知<sup>ニ</sup>神助<sup>ニ</sup>、遂往礼謁。

と伝えており、ここでもやはり羽黒山の神人ともいべき一老人が登場している。一夕、にわかに神妙奇古な老人が飄然として現われ、法明の面前に跪坐して「師は徑山に在りと曰うと雖も、未だ稟承を説かず。北越に道元禪師有り、師の縁は彼に在り、証道すること遙かなるに非ず、往かれよ、此に滞ること勿かれ」と告げ、言い終わるとすがたを隠したといふ。法明はこれを神助すなわち羽黒山の神人の靈告と感じ、ついに北越へと旅立つのである。

その背景には法明自身がなお無準師範からの印可証明に満足せず、境界を深めんとする意志が存したことが挙げられよう。先の因縁はそんな法明のこころの葛藤をものがたるとも

解される。また当時、北越に在つて化導を敷いていた道元禅師の名声がすでに奥羽の地まで何らかのかたちで伝播していたことを意味するものであろう。いざれにせよ、出羽に落ち着いたはずの法明が遙かに永平寺の道元禅師を訪うたことは史実であつたものと見られる。

この頃の道元禅師の動静としては、檀越の波多野義重（？一二五八）の仲介で執權の北条時頼（最明寺殿道崇、一二二七一二六三）の招きを受けて宝治元年（一二四七）八月より翌年三月までの間、鎌倉下向を決行しており、法明が至つたのは道元禅師が鎌倉下向から永平寺に帰山して数年後のこととなる。ただ、鎌倉から帰山して以降、道元禅師はしだいに体調を崩していくものらしく、そんな中で永平寺僧団の将来を鑑みて、「永平寺庫院制規五箇条」や「永平寺住侶心得九箇条」を制定し、また『永平衆寮箴規』や『正法眼藏洗面』を著わすなど厳格な規矩の制定をなし、叢林の引き締めに尽力しており、出家者への説示を細やかに行なうようになつてゐる。また建長二年（一二五〇）には檀越の波多野義重が永平寺に一切経を書写奉納しており、かなり禅寺としても機能が整つていた時期に相当している。

このように晩年の厳しい状況の下に在つて門人育成に邁進しつつあつた折に、高麗僧法明が遠く出羽の地より道元禅師を訪うたわけであるから、晩年の道元禅師にとつても法明と

の相見は稀有なる消息であつたものと見られる。

ところで、古写本『建撕記』などによれば、松源派の蘭溪道隆が来日した直後に道元禅師との間で書簡のやり取りをなしたという記事が見られる。<sup>38)</sup>同じように来日して間もない法明が道元禅師を永平寺に訪ねたとされることからすれば、かつて入宋して明州の天童山景德禅寺に参学した道元禅師の名声は、帰国後二〇年近くを経てもなお広く浙江の地の禅僧たちの脳裏に残つていたものと推測される。とすれば、道隆や法明が積極的に道元禅師と関わりを持つことは存外に不自然ではなかつたのではなかろうか。

ところで、『洞上聯燈錄』の法明の章によれば、越前に赴いた法明は永平寺にて道元禅師に謁した際に、つぎのごとき問答を交したとされる。

元問、甚處人。師曰、高麗國。元曰、路多少。師曰、不記途程。元曰、曾見何人來。師曰、久侍徑山無準。元曰、在彼有甚所得。師曰、知飯是米倅。元曰、吾這裏不容箇虛頭。師曰、謝師證明。依之機契、延室与語大悅、稱飽參。則以洞下宗旨示之、悉皆妙契。遂付法衣、謂曰、子早入支那叢林、徧訪名師、參學積年、見聞飫饜。而因縁不契、万里航海、來投吾求道、寔是針芥之契合也。化緣時至、速回旧趾、大闡玄旨、永利濟未來際。

いま、便宜上、両者の問答を読み下しにして検討してみる

ことにしよう。問答はおよそ二段に分れており、最初の一段は、

元問う、「甚處の人ぞ。」師曰く、「高麗國。」元曰く、「路は多少ぞ。」師曰く、「途程を記せず。」

というものであり、その初相見での問答において道元禅師は法明のありようを見抜かんとしている。日本に到るまでの道程すら覚えていないと語る法明の答えには、この人の過ごしてきた久しく歎しい参考の軌跡を窺うことができよう。

ついでさらに両者の問答は、つぎの段階に展開している。元曰く、「曾て何人にか見え來たる。」師曰く、「久しく徑山の無準に侍す。」元曰く、「彼に在りて甚の所得か有る。」師曰く、「飯は是れ米の做なるを知れり。」元曰く、「吾が這裏に箇の虚頭を容れず。」師曰く、「師の証明を謝す。」

参考の師匠が誰かを尋ねた道元禅師に対し、法明は久しく徑山の無準師範に随侍したことを語っている。かつて道元禅師が在宋していた頃に、師範は明州奉化県西の雪竇山資聖<sup>(39)</sup>寺より明州鄞県東の阿育王山広利禪寺に化導を遷していることから、臨峰の天童山に在った道元禅師もその存在を十分に意識していたはずであり、その師範に学んだ法明の力量を試したかったに違いない。

そして、さらに道元禅師が師範の席下での所得を問うと、法明は「飯は是れ米の做なるを知れり」と答えている。これ

は米が蒸されて飯になるまでの過程を問題にしつつ、人が悟りの境地に至るありようを語っているものであろう。米とは凡夫、飯とは仏を指しており、そして炊飯することが坐禪辨道の修行に警えられている。做とは作の俗字であり、ここでは「しわぎ・ふるまい・はたらき」といった意味であろう。あるいは法明は徑山の師範の席下で典座または飯頭など食事供養の職位を勤めた経験があつたのかも知れない。

米と飯とは別物ではなく、米を離れて飯はなく、飯を離れて米はない。かといって米のままでは食するわけにはいかず、飯になるまで炊かねばならないのである。同じものでありながら、炊飯することによつて全く違つた価値を持つようになる。それはあたかも凡夫が修行辨道によつて仏祖となるのに似ており、凡夫を離れて仏祖はなく、仏祖を離れて凡夫はない。法明としては「道理を究めた上は焼き上がつた飯を味見していただきたい」と道元禅師に迫るわけである。

これに對して道元禅師は「吾が這裏に箇の虚頭を容れず」と述べている。虚頭とは実頭の対であつて、見せかけ・無内容といった意味である。したがつて、表面上は「私の所ではそんな不眞面目ものは容れないぞ」ということになる。しかしながら、道元禅師としてはこの表現ですでに法明が悟道に到達していることを認めているのであって、飽參である以上、すでに永平寺に留まる必要はないといつた意味となろ

う。法明はこれを証明の語と受け取り、道元禅師に深く感謝の意を表したわけである。

機縁が契った法明を道元禅師は方丈に招き、ともに語つて大いに悦んだとされ、道元禅師が洞上の玄旨を示すと、法明はすべて意のごとく了悟契合したとされる。そして、道元禅師は法明に対して証明を与えて法衣を付し、伝法の証しとして、

子、早くに支那の叢林に入り、徧く名師を訪い、参考して年を積み、見聞は饒饗なり。而して因縁、契わず、万里に海を航して、来りて吾れに投じて道を求む、寔に是れ針芥の契合なり。化縁の時は至れり、速かに旧趾に回り、大いに玄旨を聞き、永く未来際に利済せよ。

と告げたとされる。道元禅師は法明の長い遍参の過程に思いを致し、法明との稀有なる道交を針芥の契合として喜んでいる。針の穴に芥子の実が通ることくその契合は千載一遇であるというのである。そして、法明に対して訓戒として旧趾である出羽の玉泉寺に帰つて尽未来際に利済すべきことを申し渡している。道元禅師としては広く下化衆生の向下門に尽力すべきことを法明に願つてゐるわけである。

法明が道元禅師に参考し得たのは、玉泉寺の基を築いた建長三年三月より道元禅師が療養のために上洛する建長五年八月までの期間ということにならう。強いていえば、道元禅師

<sup>(40)</sup>が病を発する建長四年秋の頃までに限定してよいかも知れない。道元禅師にとつてその晩年に忽然と目前に現われて門人の一員に列した法明とは、まさに稀有なる存在であつたわけである。

仮に先に示した『洞上聯燈錄』の説くところを是とすれば、法明は並み外れた力量を具えた禅者であつたことになり、わずかな相見の機縁とその後の入室参問によつて道元禅師と契合しているのであり、道元禅師も法明の悟りのありようを十分に認め、印可証明を授けているわけである。あたかも一宿覓のごとき参問で嗣法にまで至ることを否定する向きもあるうが、短絡に否定し去るのも問題ではなかろうか。三国を活歩して正法を求めつづけた法明の、言い知れぬ辨道修行に対する真摯なありようをその背景に見なければならないであろう。

ただ、道元禅師は容易に嗣法を許さなかつたわけであり、法明のごとき力量底の禅者が短期間に道元禅師の印可を受け永平寺僧団に加入したならば、必ずやそれまでの門下の人々との間で齟齬を来たしたはずであろう。そうした諸般の事情を加味しても、法明はそれ以上、永平寺に留まるわけにはいかず、道元禅師としても法明の新たな門出を望んだとも解されよう。

ところで『宗門畧列祖伝』では、この道元禅師との関わり

について、

又帰朝シテ永平ノ道元禪師ニ嗣玉フト云フ。

と簡略に記するにすぎない。すでに述べたごとく『宗門畧列祖伝』は法明を日本人とするため、あえて「帰朝」のことばを記しているわけであるが、いずれにせよ、師範の法嗣とする説に立ちながら、なお道元禪師からの嗣法も一面で認めていることになろう。

一方、『玉泉寺縁起』においては、この法明が道元禪師と関わりを持つ因縁をつぎのように伝えている。

法明有時早期向<sub>二</sub>庭前<sub>一</sub>給、老翁來云、永平自<sub>二</sub>道元<sub>一</sub>被<sub>二</sub>獻<sub>一</sub>愚老、其故者法明於<sub>二</sub>經山寺<sub>一</sub>習學、如<sub>二</sub>聊有<sub>一</sub>殘所、來可<sub>二</sub>有<sub>一</sub>相義<sub>二</sub>由。云捨失。法明驚<sub>レ</sub>是者、仏祖之教與<sub>二</sub>天所<sub>一</sub>則廻<sub>二</sub>旅行<sub>一</sub>。道元有<sub>二</sub>對面<sub>一</sub>、右之旨被<sub>二</sub>仰入<sub>一</sub>。道元云、當朝名僧。云、日本無双之大老。云、芳々以領掌難存。雖然祖師之怖<sub>二</sub>慈愛<sub>一</sub>有<sub>二</sub>付屬<sub>一</sub>。日本小宗派載<sub>二</sub>玉泉寺法明。

京兆永興開山詮慧  
羽州玉泉開山了然法明

これによれば、法明があるとき早朝に庭前に向かっていると、一人の老翁がやって来て永平寺の道元禪師から告げられたという内容を法明に伝えたとされる。それは「徑山で修学

した法明の境界にいさざか残余のところがあるから、永平寺まで来るよう」との旨であり、言い終わるや、老翁はそのままたを隠すのである。法明はこれを「仏祖の教えと天所と則ち旅行を廻せり」と驚き、ついに永平寺に至って道元禪師

と相見して先の旨を告げたという。問答の主旨が定かでないものの、二人は互いに相手の立場を認め合い、法明は道元禪師より付属相承を受けたとされるわけである。

ともあれ、江戸期の曹洞宗門においては、法明は曹洞宗に属する禅者として扱われていたといつてよい。たとえば越前の白麓山義宣寺の竹峰広嫩（広磨とも）が編纂した『宗派図』では道元禪師の法嗣として「懷辨・僧海・詮慧・法明」の四人が挙げられていたとされ、先の『洞上聯燈錄』でもこれを受けて法明を明確に道元禪師の法嗣として扱っている。『洞上聯燈錄』の編者である秀恕は『日本洞上宗派図』においても「日本越州永平開山仏法道元」の法嗣として、永平一世孤雲懷奘

了然明、古篆宗派図係<sub>二</sub>徑山無準<sub>一</sub>、非也。  
と注記している。これによれば、秀恕としては明確に古篆周印の『仏祖宗派図』にいう無準師範の法嗣とする説を退けて師範からの嗣法を否定しており、あくまで法明を道元禪師の法嗣として扱っているわけである。

ただし、法明が果たして実際には臨済宗の無準師範の法を嗣いでいるのか、曹洞宗の道元禅師の法を嗣いでいるのかその判断は難しい。嗣法門人と認め得るか単なる参考門人にすぎなかつたのかは、はなはだ疑問といわざるを得ないわけであるが、後の学人接化のさまなどを見ると、法明という人がかなりの風貌を持つすぐれた禅僧であつたことは疑いなく、いずれに嗣法したとみても不自然ではなかろう。

『三大尊行状記』『三祖行業記』や古写本『建拂記』などでは、道元禅師の法嗣として懷辨・僧海・詮慧の三人を挙げるのみであつて、法明の名は見い出せない。ただ、南英謙宗は『玉漱軒記』の中で、

開山法明弘章禪師者、囊祖永平嗣子、洞上頭角也。貧道亦一派之劣孫也。故激揚玉川之流、而回既倒之狂瀾、云々。

と述べており、法明が「囊祖水平の嗣子、洞上の頭角」であることを認め、「貧道も亦た一派の劣孫なり」と述べている。貧道とは謙宗の自称であり、法明を自らと同じ永平門下として規定している。これによれば、まさに法明は永平寺の囊祖道元禅師の法嗣であり、曹洞宗に属する抜群の禅者であつた元出羽では明確に存したことになるわけである。

大久保道舟氏の『道元禅師伝の研究』の「会下の僧衆」では、法明を嗣法門人ではなく参考門人として扱つており、き

わめて簡略ながら考証をなしてい。(43) これに対して中世吉祥道氏の『道元禅師伝研究』では、法明が道元禅師に参じたことすら疑わしいとされる。(44) しかしながら、嗣法の問題はともかくとして、法明が道元禅師に参じたのは史実であつたと見てよく、無準師範にも参考して境界を深め、年齢的にもかなりに達していたであろう法明であれば、はじめて道元禅師の席下に投じた際もその信認を得たであろうことは想像に難くない。道元禅師の師匠である天童山の長翁如淨(一一六二—一二七)はかつて師範と親しい道交をなした事が伝えられており、示寂に際しては遺書を阿育王山の師範に呈して後事を託しているほどである。(45)

ともあれ、これによつて、道元禅師の席下にはもと如淨門下の参考の徒であった中国僧の寂円(一一〇七—一二九九)とともに高麗僧の法明の名が知られるわけであつて、これは初期曹洞教団の持つ国際的な性格を知る上でも注目すべきものがあろう。(46) ただ、寂円の場合は道元禅師に三〇年近く随侍しながら、結局のところ、印可を得ずに終わつてゐる。これに對して、法明の場合、わずかの入室問答で道元禅師より付法されてゐるとすれば、それはきわめて異例のできごとであつたともいえる。もつとも、かつてわずか二七歳で遷化した僧海ですら道元禅師の法嗣に名を連ねて首座の重職を勤めていた事実からしても、すでに徑山の師範に参考して久しい研鑽

をなしてきた法明に対し道元禅師が付法することは、それほど不思議なことではないのかも知れない。

ちなみに秀恕は『洞上聯燈錄』卷一「考証」の「了然章」において、先の『玉漱軒記』を引用した後、

南英禪師、永平正的、其言如斯。況受請重興其席、兒孫繩繩相紹、直至于今、豈可疑邪。

と述べており、謙宗が明確に道元禅師の法流であることから、そのことばを信用して法明を道元禅師の法嗣として扱うことを見つけていない。謙宗が請を受けて法明ゆかりの玉泉寺を重興している事実こそ紛れもなく道元禅師と法明の関係を裏付けるとするわけである。ちなみに謙宗の師に当たる傑堂能勝（二三五五—一四二七）も道元禅師の法嗣である永興詮慧が開山となつた常陸（茨城県）の秘沢山陽雲寺を中興しており、謙宗はこの寺の第二世にもなつている。謙宗が法明の玉泉寺を再興するのも同様の発想であることからして、私としては法明が道元禅師から嗣法した事跡を一概に否定し去る意見には躊躇するものである。

### 了然法明と了然尼

すでに見たごとく、『玉泉寺縁起』では高麗僧の法明を百濟僧の法明尼と混乱するというまったく初步的な誤りを犯しているわけであるが、これとは別に同じ道元禅師門下において

ても、法明については混乱が認められる。

すなわち、道元禅師に参学した門人として、了然法明とは別に了然尼という尼僧が存していたことが知られており、後代にこの人と法明とが混同されていた節が見られる。了然尼は法諱が了然であつて、ここにいう法明とはまったくの別人であり、道元禅師への参学もその時期をまったく異にしている。ところが面山瑞方（一六八三—一七六九）の『永平開山和尚実錄』では法嗣に法明ではなく尼了然を加えている。<sup>(47)</sup>

ちなみに『道元和尚廣錄』（『永平廣錄』とも、以下、門鶴本による）卷八「法語」の四番目の法語に、

教家道、是法不可示、言辭相寂滅。如何是言辭相、如何是寂滅。便曰、是法則言辭相也、寂滅相也。向上說話、頂門開眼得真觀矣。昔阿難尊者、參迦葉尊者便問、師兄伝如來金欄法衣外、更伝箇什麼。迦葉云、阿難。阿難應諾。迦葉云、倒却門前剝竿著。聞此、阿難便大悟。這一段公案、好手也、閑悟也。究竟如何是法、如何不可示。乃言辭相寂滅故、不可示爾。如何是不可示、家裏活計。謂、庭前柏樹、山頂片雲、隨風從節、不可窮之法門也。祖迦老子・達磨大師、連袂共行脚跟下事。已降王宮、卒來東土、單傳直指道理、便是法也。可示不可示、俱皆是法。著眼著手、転頭退步、擬前翻身、非不是法矣。了然道者、夙有般若種子、切志弘祖大道。雖是女流、則大丈夫之志氣也。不惜養道之費、為示西来的示。

謂、夫赤肉団上莫<sub>レ</sub>留<sub>二</sub>一句半偈片言少語、清冷冷地得<sub>二</sub>一分相應<sub>一</sub>也。若留<sub>二</sub>一言半句仏祖言辭宗門公案<sub>二</sub>者、便惡毒也。欲<sub>レ</sub>會<sub>二</sub>山僧行履、勿<sub>レ</sub>記<sub>二</sub>這箇說話。切忌領念。

とある女流の了然道者が了然尼である。この人は帰国して間もない道元禅師に参考した尼僧であり、大丈夫の志氣を備えた求道の人であつたらしい。法語の内容からして、道元禅師がこの了然尼に寄せる期待のほどは相当なものが存したと見られる。

久野（袋井市久野）の万松山可睡斎に「示了然道者」法語

という法語が所蔵されており、これもやはり『道元和尚広録』卷八「法語」の一一番目の法語に載せられて一般に知られている。いま、煩瑣にわたるが、その全文を示すならば、

諸仏大道、深妙不可思議矣。修行之者、豈能容易也。不<sub>レ</sub>見<sub>二</sub>古<sub>一</sub>人妙則、捨<sub>二</sub>身心<sub>一</sub>棄<sub>二</sub>國城<sub>一</sub>、余外妻子、覩<sub>レ</sub>之如<sub>二</sub>瓦礫<sub>一</sub>相似。然後經<sub>レ</sub>年歷<sub>二</sub>歲<sub>一</sub>三十年、及至<sub>二</sub>劫波<sub>一</sub>、孤独棲<sub>二</sub>于山林<sub>一</sub>、身心如<sub>二</sub>枯木<sub>一</sub>、方始得<sub>二</sub>與<sub>一</sub>道相應。些子既得<sub>二</sub>與<sub>一</sub>道合、善能拈<sub>二</sub>山海<sub>一</sub>為<sub>二</sub>言語<sub>一</sub>、及拈<sub>二</sub>風雨<sub>一</sub>為<sub>二</sub>舌脣<sub>一</sub>、說<sub>二</sub>破大虛<sub>一</sub>、転<sub>二</sub>無等輪<sub>一</sub>。何象不能<sub>レ</sub>転、何法未<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>転。志<sub>レ</sub>道者、可<sub>レ</sub>遵<sub>二</sub>這箇風彩<sub>一</sub>矣。昔日有<sub>レ</sub>僧問<sub>二</sub>法眼禪師<sub>一</sub>曰、如何是古仏。法眼曰、即今也無<sub>レ</sub>嫌疑。僧又問、十二時中如何行履。法眼曰、步步踏著。他亦有<sub>レ</sub>道、夫出家人、但隨<sub>二</sub>時及節、便得<sub>レ</sub>寒即寒熱即熱、欲<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>仏性義<sub>一</sub>、當

觀<sub>二</sub>時節因縁、但守<sub>レ</sub>分隨<sub>二</sub>時過好。備觀<sub>二</sub>他意、如何是隨<sub>二</sub>時節<sub>一</sub>如何是守<sub>レ</sub>分。可知、於<sub>二</sub>色上<sub>一</sub>莫<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>非色解、亦不<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>色解、亦不<sub>レ</sub>走<sub>二</sub>兩頭<sub>一</sub>。如今忘<sub>二</sub>嫌疑<sub>一</sub>、與<sub>二</sub>他古仏<sub>一</sub>同住同行。雖然、爭猶<sub>二</sub>面鏡相對<sub>一</sub>。所以釈迦老師道、沙門入<sub>二</sub>聚落<sub>一</sub>、猶如<sub>二</sub>蜂採<sub>一</sub>華、但取<sub>二</sub>其味<sub>一</sub>去、不<sub>レ</sub>壞<sub>二</sub>色<sub>一</sub>香。衲子賢士、何不<sub>レ</sub>順<sub>二</sub>這訓<sub>一</sub>。十二時中對<sub>二</sub>諸萬像<sub>一</sub>、但取<sub>二</sub>其味<sub>一</sub>、莫<sub>レ</sub>壞<sub>二</sub>色<sub>一</sub>香。如何是不<sub>レ</sub>壞<sub>二</sub>色<sub>一</sub>香<sub>二</sub>底道理。向<sub>レ</sub>爾道、稟<sub>二</sub>他方緣印<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>他方法証<sub>一</sub>。須<sub>レ</sub>悉是不<sub>レ</sub>壞<sub>二</sub>色香<sub>一</sub>之時節上也。離<sub>レ</sub>這若為有。山僧、事不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已、顧<sub>レ</sub>眄了然道者志道之切、余輩未<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>齊肩<sub>一</sub>。是以彩<sub>二</sub>這毫不于仏祖之道<sub>一</sub>、何必壞<sub>二</sub>他色香<sub>一</sub>。

において、

永平下有二人了然。一法明号、一尼名。義宣寺竹峰靡宗派図、

載元祖嗣四人。謂、懷粹・僧海・詮慧・法明。按開玉泉者

了然法明、非尼了然。延寶伝燈錄（十五）孤峯明禪師章、參

了然明於羽州、同恭翁良禪師章、受業於羽州玉泉了然明禪師、是也。永平廣錄所載示了然道者法語二篇（八卷）及看然子終焉語（十卷）者、尼了然也、非法明。云看終焉語、則應知尼先於永平化矣。法明以建長三年參永平得法、帰住玉泉殆三十余年、推孤峰・恭翁之年曆可知。且高麗入宋、來此方住玉泉領四衆、豈尼流之所堪乎。

と考証をなしている。秀恕としても法明とは別に了然尼という尼僧が道元禪師門下に在つたことを認めており、この二人を混乱することのないよう注記している。そして、高麗から南宋に入り、さらに日本にまで赴いて玉泉寺にて四衆を接待するという厳しい足跡からして、たとえ大丈夫の志氣を備えた了然尼であつたとしても、到底、三国を股にかけて徘徊することは、当時の女性には容易になし得るものではなかつたと断言しているのである。

また、これとは別に『道元和尚廣錄』卷一〇「偈頌」の「師嘗於大宋宝慶二年丙戌、寓慶元府太白名山天童景德禪寺」の箇所には、

廓然無聖硬如鉄、試点紅炉銷似雪、更問今帰何處去、碧  
波深處看何月。  
碑破從來一版鐵、莫知落處六華雪、天片玉兔無潭底、指折  
如何未見月。

という二首の偈頌が伝えられているが、秀恕はこの然子をも了然尼のことを指していると理解しているようである。しかしながら、この偈頌は道元禪師が在宋中の宝慶二年（一二二六）に著したものの部分に収められているのであるから、ここにいう法明とも了然尼ともまったく関わりは存しない人のはずである。

おそらくこの偈頌は道元禪師とともにに入宋した同じ明全門下の廓然という人に対するものであつて、廓然もまた師の明全と同じように在宋中に意図むなしく示寂したものと見られる。道元禪師は廓然が残した遺偈を目の当たりにして、哀悼の意を込めて唱和の偈頌をものされているわけである。<sup>50</sup>

いすれにせよ、法明は法諱からは百濟僧の法明尼と混同され、また道号の了然からは道元禪師に参考した了然尼と混同されているのであつて、なぜか法明は尼僧であつたかのごとく扱われる傾向が見られる。しかしながら、すでに述べたごとく法明は決して尼僧ではなく、雄渾な精神とかなりの健脚を持つ男僧であつたことは動かないであろう。

## 出羽王泉寺での活動

道元禅師の印可を受けた後、法明は道元禅師の委嘱によつて再び出羽に戻り、大泉荘の玉泉寺に住すること實に三〇余年に及んだと伝えられる。しかも法明が席下を去つて間もなく、道元禅師は疾病を発しており、建長五年（一二五三）の初めには『正法眼藏』「八大人覺」<sup>51)</sup>を撰するなど門人に後事を託している。そしてその年七月には治療のために上洛したもの、八月二八日に京都の俗弟子覚念の館にて五四歳にわたり生涯を終えている。

おそらく道元禅師が示寂した訃報はそれほど期間を経ずに出羽の法明の下にも伝えられたことであろう。もし法明の来日が遅れ、また羽黒山の神人による告示（何らかの仲介者が存したか）がなかつたならば、道元禅師にも会い得なかつたのであるから、法明としてもいまさらに生前の道元禅師との稀有なる相見の不思議に思いを致したことであろう。

ところで、すでに述べたごとく謙宗は『玉漱軒記』において、

開山法明弘章禪師者、囊祖永平嗣子、洞上頭角也。貧道亦一派之劣孫也。故激揚玉川之流、而回既倒之狂瀾。

と記していることから、當時、謙宗としては、法明を少なくとも臨済宗破庵派の禪者ではなく、自らと同じ曹洞宗に属す

る禅者として見ていたことが知られるのであって、玉泉寺に曹洞の宗風による接化を敷いたことが強調されているわけである。したがつて、法明が明確に道元禅師の法を嗣いだ門人であるならば、まさに東北地方における曹洞宗扶植の先駆ということになろうし、仮に参考門人にすぎなかつたと見ても、やはり曹洞宗史上に特筆されてよい事跡であったことに変わりはなかろう。<sup>52)</sup>

法明が玉泉寺に戻つて如何なる接化をなしたのか、その詳細は定かでないが、わずかに『洞上聯燈錄』の法明の章では、

師既稟、囑歸、羽人自是翕然帰敬。州牧大泉藤原氏、聞之悉入「腴田」併「力營」建諸宇。由是四方玄學者、接跡而至。という記事を載せている。翕然とは群があり集まるさまであり、帰敬とは教えに帰依して恭敬することであるから、道元禅師の委嘱を受けて出羽に戻つた法明に対し、出羽の人々は挙つてその教えに帰依したことになり、高麗僧法明の存在はしだいに在地に知られるようになつたものらしい。

まもなく州牧すなわちこの地の地頭・太守であつた大泉藤原氏がこのことを聞き知つて腴田を寄進したとされる。腴田とは良田のことであり、地味の肥えた豊かな田地を意味している。そして、さらに大泉藤原氏は寺田とともに諸堂宇を営建して化を助けるなど尽力し、ために玉泉寺には四方より法

明の玄妙な接化を慕つて修行者が絶え間なく訪れるようにな(54)

つたとされる。はじめは法明とその教えに帰敬するわざかな道俗らが自力運営によつて維持していたであろう玉泉寺は、ここにおいて外護の大檀越を得て発展の基が築かれたことになろう。

ところで、ここにいう大泉藤原氏とは出羽大泉荘の地頭であつた大泉氏（後に大宝寺氏と改名）のことを指している。すなわち、『山形県史』卷一の「後深草天皇建長三年」の項には、

同三年辛亥、三月十八日、高麗国人了然明法禪師、田川郡国見

村ニ玉泉寺ヲ開創ス。地頭大泉長氏、専ラ之ニ帰依シ、多ク土田ヲ資ス。

という記載が存している。「明法禪師」というのは明らかに法明禪師の誤写であろうが、注目すべきはこのとき法明に帰依した大泉藤原氏が具体的に時の地頭職を勤めていた大泉長氏という人物であつたことを伝えている点であろう。

そもそも、大泉荘は平安末期に長興堂領として出羽郡域に跨がつて設けられており、はじめは奥州藤原氏の配下であつた田河氏（田川氏）が支配していたが、文治五年（一一八九）の奥州合戦で田河氏が滅びて後、鎌倉初期に武藏国の御家人であつた大泉氏平がこの地の地頭職を与えられ、大泉氏（武藤氏）が管轄するようになり、庄内地方の川南（最上川以南）

の北半を支配下に治めて室町末期まで勢力を維持している。(54)

法明が田川郡国見村すなわち当時の善見村で結庵した時点から道元禪師に参学した期間などを考慮すれば、おそらく大泉氏による寺領の寄進と玉泉寺伽藍造営への参画は建長年間（一一四九—一二五六）の末頃から康正・正嘉年間（一二五六—一二五九）のことと見られる。とすれば、時期的に見てここのいう大泉藤原氏とはまさに『山形県史』にいうごとく大泉九郎長氏のことを指していることになり、大泉荘の地頭大泉長氏は法明の徳風に帰依して玉泉寺の諸堂宇を建立し、寺田を寄進したわけである。(55)

ちなみに玉川寺の寺伝によれば、法明のとき、地頭の大泉長氏が寺領として土田を寄進したほかに、銭三〇〇貫文を喜捨したともされている。また『玉泉寺縁起』では「出羽国櫛引郡大泉荘国見玉川寺開基法明和尚」と記しており、法明を開基として扱つていることが知られる。また『玉泉寺縁起』によれば、

弥々郡村之貴賤、財施法施之礼奠、不<sub>レ</sub>懈<sub>二</sub>子午<sub>一</sub>七堂伽藍、鑿<sub>二</sub>七珍<sub>一</sub>莊<sub>二</sub>五色<sub>一</sub>都而淨妙快樂之靈場也。

と記されており、玉泉寺が在地の多くの信者らの布施により七堂伽藍も整つたかなりの禅寺となつていてことを伝えてい る。郡村の貴賤とあるから、領主や武士から領内の農民に至るまで多くの帰依者が法明のために力を一にして玉泉寺の寺

門の繁栄に努めたことが知られる。

玉泉寺のある国見村（善見村）は羽黒山麓にあって、羽黒登山の旧道が国見を通っており、羽黒山の門前ともいべき位置を占めていることから、玉泉寺も羽黒山の強い影響下にあつことは疑いなく、そんな旧勢力の真只中につて法明は中国禪の文化的香りを漂わせる新蘇な禪風を振つたことになる。大泉長氏が田地を寄進して玉泉寺の伽藍造営に積極的に尽力した背景には、新興の禪宗によつて民衆を把握せんとする意図も存したであらうし、宗教的権威を誇つていた羽黒山に対しても一定の権力の楔を打ち込まんとする発想も存したことであらう。<sup>56)</sup>

もちろん、すでに述べたごとく法明としては羽黒山ないし出羽三山との摩擦はでき得るかぎり避け、その信仰を取り組むかたちで教線の拡張を計つたものと見られるから、近隣の道俗もそんな法明の立場に賛同し、進んで法明の接化に靡いたのではなかろうか。高麗僧の法明がそれほどまでに日本の地に同化せんと努力し、日本の諸信仰に深い理解を示したことに、きわめて感慨深いものを見るものである。

時あたかも鎌倉にては建長元年（一二四九）に巨福山建長寺が創建され、世間の注目の的となつてゐる時期である。執権の北条時頼が来日僧の蘭溪道隆を開山に招請し、道隆はこの寺を中心に宋朝風の禪林の規矩と厳格な坐禅の法門を吹唱

するのであり、禪宗が全国諸州に広まる上で大きな貢献を果たしている。こうした中央の動静を逸早くとらえた大泉長氏が、同じ来日僧であった法明に積極的に接近したものではなかろうか。羽黒山の宗教的な影響下にありながらも、法明は玉泉寺に在つて異国情緒豊かな宋朝禪（道元禪を含めて）を唱えたわけであり、京都・鎌倉から遙かに離れた出羽庄内の地に新しい文化の薰りを齎した功績には大きなものが存したはずである。

一方、この頃になると、松源派の蘭溪道隆につづいて破庵派無準下の中国禪僧の来日もなされるようになつていて、無準下の四哲の一人に名が挙げられた兀庵普寧（一一九七—一二七六）が来日したのは文応元年（一二六〇）のことであり、鎌倉の巨福山建長寺に住して執権の北条時頼の帰依を受けているが、<sup>57)</sup> 残念ながら文永二年（一二六五）には帰國の途に就いている。また普寧が帰国して後、同門の法弟に当たる無学祖元（一二三二六—一二八六）が弘安二年（一二七九）に来日しており、執権の北条時宗（一二五二—一八四）の帰依で鎌倉の建長寺に住し、さらに瑞鹿山円覚寺の開山となつていて、同じ無準師範に学んだ法明にとって、当然、鎌倉禪林におけるこうした新たなる動向は着過し難いものであつたに違いない。

ちなみに松源派の来日僧であつた大休正念（仏源禪師、一二五一—一八九）に法を嗣いだ紹規という禪者が出羽の置賜

郡屋代荘の地頭であつた長井時秀（入道西規）に招かれ、夏刈の地に開創された資福禪寺（後に諸山となり、さらに移転）に入寺して正念を勧請開山とするのは弘安四年（一二八一）または同七年のこととされるから、法明の活動がそれらに比しても如何に早かつたかが偲ばれよう。<sup>59)</sup>

ときあたかも陸奥国（宮城県）では北条時頼によつて松島の

青竜山円福禪寺（後の瑞巖寺）が天台から禪に改められ、法明と無準下で同門であつた性才法心が開山に迎えられている。<sup>60)</sup> また正嘉年間（一二五七—一二五九）に一時期ながら出羽の靈場立石寺も時頼の命で天台から禪に改められ、宝珠山阿所川院立石禪寺と称することがあつたらしい。<sup>61)</sup>

このように法明が出羽に玉泉寺を開創している事実は、性才法心が奥州陸前の松島に円福寺を開創したこととともに、東北地方における禪宗流通の先駆をなす記念碑として特筆されよるものであろう。出羽地方における禪宗の流伝については、『山形県史』第一巻の「中世の宗教と文化」に「禪宗の伝播」として扱われているが、やはり法明をもつてその先鞭としている。

この間、新興の元（蒙古）が再度にわたる元寇（蒙古襲来）を決行しており、日本は有史以来の大事に見回れている。この蒙古軍には法明の母國である高麗と、法明がかつて歴遊した南宋とともに元に荷担するかたちで多くの水軍を日本に派

遣している。当時、出羽の山中に生きた高麗僧法明にも蒙古襲来の情報は齎されていたはずであり、法明にとつてその大惨事は勝敗を超えてきわめて辛く悲しいできごとであったに相違ない。

また秀恕は『洞上聯燈錄』卷一「考証」の「了然章」において、

玉泉寺記曰、從<sub>三</sub>羽黒神自<sub>二</sub>攬<sub>一</sub>帳對<sub>二</sub>於師、神殿帳抵<sub>一</sub>今自<sub>二</sub>内<sub>一</sub>攬<sub>レ</sub>之。或曰、玉泉之鎮護羽神也、羽神之本地觀音也。是等故実記、伝於彼家、則可<sub>ニ</sub>以拠<sub>ニ</sub>矣。

と述べている。これによれば、『玉泉寺縁起』の記事を受けて、羽黒神が自ら帳を掲げ挙げて法明と相対してより、神殿の帳は今に至るまで内から掲げ挙げることが慣例となつていたとされる。また玉泉寺の鎮護伽藍神は羽黒山の神となつており、その羽黒山の本地は觀世音菩薩となつていて、その左証とされている。これらはともに法明と羽黒山との関わりを如実に伝える消息といえよう。

### 恭翁運良の得度

ところでその後、玉泉寺の法明の席下には臨濟宗法燈派の恭翁運良（仏林惠日禪師、一二六七—一三四二）や孤峰覚明（三光國濟國師、一二七一一三六二）が相繼いで參學して接化を受けていることが知られている。彼らがともに後に瑩山紹瑾

禪師（一二六四—一三二五）に曹洞の宗旨を学んでいることか

らして、法明もまた初期の曹洞宗と深い関わりの中についたことが改めて窺われる。一説に法明の示寂を文永四年（一二六七）春とする説も存しているが、運良や覚明らとの関わりからいつてもこの説が成り立たないことは明白であろう。

はじめに恭翁運良が法明に得度・参学した消息について触れておきたい。聖一派の華岳建胄（？—一四七〇）が寛正四年（一四六三）九月に撰した運良の「越之中州黃竜山興化護国禪寺開山勅謚仏林恵日禪師塔銘并序」（『続群書類從』第九輯下に所収）には、法明について何らの記事も見られないが、同じ建胄が「行状後序」を付した法孫比丘某甲の状した「大日本

國越中州黃竜山興化護国禪寺開山勅賜仏林恵日禪師行狀」（『名僧行錄』一に所収）によれば、

師諱運良、号恭翁、初名元琳。師絕口而略不道其姓・鄉邑、

夫至人以物迹為大道之累。況其姓氏等肯以為重耶。或云

羽州人。頗然豐碩、神惠疎朗、一切文字、不假師訓、自然通曉。受業越之後州玉泉寺了然明和尚、十九歲遊方、登壇受具。

初參洞谷瑩山瑾禪師、周年之間、尽得曹洞之旨趣。

という記事が存しており、その中に法明との関わりを伝える貴重な内容が見い出せる。<sup>62)</sup> この史料は法明が示寂しておよそ一世紀半後くらいに著されたことになり、先の謙宗の記述とほぼ同時期のものであるから、史料的にも信憑性の高いもの

であろう。

ちなみに『延寶伝燈錄』卷一五「加州瑞應山伝燈寺恭翁運良禪師」の章においても、

受業於羽州玉泉了然明禪師、十九受戒、辭去萍遊。首參瑩山瑾于洞谷、尽得洞下秘奧。

とあり、また『本朝高僧傳』卷二六「賀州伝燈寺沙門運良伝」にも、

訥運良、字恭翁。不詳姓氏・鄉邑、或曰羽州人。生質頑然、神慧疎朗、一切文字、不假師訓而通曉。受業於本州玉泉寺了然明禪師、十九歲登壇受戒。萍遊參瑩山瑾公于洞谷、尽得洞上之旨。

と記されており、とくに『本朝高僧傳』の記事は明らかに先の「仏林恵日禪師行狀」をそのままに受けるものといつてよい。また『宗門畧列祖傳』の法明の章においても、

加州伝燈寺ノ恭翁運良禪師ノ受業ノ師ナリ。

とやはり簡略ながら法明が運良の受業師であつたことを伝えている。これらによれば、運良は出羽の人であつたらしく、幼くして郷里の玉泉寺に投じて法明に師事していることが知られるのであって、法明は運良の得度の師であつたわけである。「仏林恵日禪師行狀」によれば、運良は越後玉泉寺の法明に受業したことになっているが、これは明らかに誤りであつて、このため『延寶伝燈錄』『本朝高僧傳』では羽州玉泉

寺に改められている。おそらく越中から見て越後の先にある出羽の地が同一の地方として受け取られたためではなかろうか。すでに述べたごとく、『宗門畧列祖伝』や『諸宗儀範』が玉泉寺をやはり越後としているのも、「仏林恵日禪師行状」を受けたものであろう。

ところで運良の受業は一九歳のことであるから、弘安八年（一二八五）のこととなり、運良がそれまでかなり長らく法明の席下に随侍していたことが知られる。「仏林恵日禪師行状」によれば、運良は初名を元琳と称したとされるが、あるいはこの「元琳」かその後の「運良」の何れかの法諱が法明による命名であったのかも知れない。この間、おそらく運良は法明より中国江南禪林の風規や永平寺の道元禪師の禪風のこと、さらに北陸の地に新たに始動していた初期曹洞宗教団の実情などを伝え聞いたに違いない。

その後、おそらく法明の指示によるものであろうが、運良は能登（石川県）羽咋の洞谷山永光禪寺に赴いて瑩山紹瑾禪師に参じ、また紀伊（和歌山県）由良の鷺峰山西方興國禪寺に至つて無本覺心（心地房・法燈國師、一二〇七—一二九八）に学んだとされている。瑩山禪師はいうまでもなく道元禪師の法統に連なる曹洞禪者であり、覺心もまたかつて道元禪師に菩薩戒を受けた参学門人である。<sup>(63)</sup> ただ、永光寺の創建時期や瑩山禪師の活動期間からして、この時期にすでに運良が瑩山禪

師と関わり持つていたか否かには疑問も残り、瑩山禪師との関わりはいま少し後のことであろう。<sup>(64)</sup>

ともあれ、法明の得度の小師であつた運良が曹洞宗や法燈派と関わりを持つ背景には、同じく道元禪師に学んだ経験を持つ法明と覺心の関係が大きく影響していたものと推測され、ために運良はその後、法燈派に属しつつも加賀（石川県）の東香山大乘護国寺の住職を勤めるなど、曹洞宗とも積極的に交流していくわけである。<sup>(65)</sup>

### 孤峰覺明の参学

つぎに運良と同門に当たる法燈派の孤峰覺明が法明に参学した消息について触れてみよう。この点については、覺明の法嗣に当たる河南聖珍（別号は南州）が撰した「孤峰和尚行実」（『続群書類従』第九輯下に所収）に、つぎのことくいくぶん詳しい記事を伝えている。<sup>(66)</sup>

師諱覺明、号孤峰、奥州会津平氏之子也。初七齡而心有<sub>二</sub>出家之志、恃怙異焉、携<sub>一</sub>之詣<sub>二</sub>僧舍、仍看<sub>二</sub>仏書、食<sub>二</sub>瓜果、若<sub>二</sub>夙契<sub>一</sub>矣。年十九、落髮登具、始習<sub>二</sub>台教、究<sub>二</sub>其玄奧。廿六更衣、礼<sub>二</sub>紀州鷺峰開山法燈禪師<sub>一</sub>而為<sub>一</sub>師也。法燈示<sub>一</sub>之曰、識<sub>二</sub>破汝之念起根源<sub>一</sub>即是也。一言即契<sub>一</sub>之。居三年、辭遊<sub>二</sub>諸方<sub>一</sub>也、聞<sub>二</sub>羽州法明和尚者有道老宿<sub>一</sub>也。師往見焉、自<sub>二</sub>至<sub>一</sub>法席寢食共亡、幾乎不<sub>二</sub>曉<sub>一</sub>人事。隣単僧、時々驚<sub>二</sub>覺之<sub>一</sub>矣。于<sub>二</sub>時有<sub>一</sub>

僧、戲示<sub>二</sub>片紙書<sub>二</sub>云、力尽神疲無<sub>レ</sub>処<sub>レ</sub>覓、只聞<sub>二</sub>楓樹晚蟬吟。師見<sub>二</sub>之豁然有<sub>レ</sub>省、徑趨<sub>二</sub>方丈、欲<sub>レ</sub>呈<sub>二</sub>所解。明便見<sub>レ</sub>來、忽

把<sub>二</sub>地炉火筋而按<sub>二</sub>背後<sub>レ</sub>曰、汝道火筋今在<sub>二</sub>甚處。師應<sub>レ</sub>聲云、從來在<sub>二</sub>和尚手裏。明首肯<sub>レ</sub>之曰、三十年後、坐<sub>二</sub>斷天下人舌頭<sub>レ</sub>在。師多居<sub>二</sub>深山窮谷、以<sub>二</sub>坐禪<sub>二</sub>為急務。

とくに覺明に対して法明が語ったことばを収録している点でこの史料の価値はきわめて高いものがあろう。しかも「孤峰和尚行実」は碑銘を依頼するため、覺明の示寂してまもない時期に聖珍が撰したものであり、その意味では法明が亡くなつてよりわずかに半世紀あまりを隔てた記載ということになるからである。

そして、この記事はほぼ江戸期の燈史・僧伝にも受け継がれている。すなわち、『延宝伝燈錄』卷一五「雲州雲樹興聖寺孤峯覺明國師」の章には、

辭參<sub>二</sub>了然明于羽州。偶看<sub>二</sub>祖錄、至<sub>二</sub>力尽神疲無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>覓、只聞<sub>二</sub>楓樹晚蟬吟。豁然契悟、徑趨欲<sub>レ</sub>呈<sub>二</sub>所悟。然見<sub>二</sub>師來、把<sub>二</sub>地炉火筋、匿<sub>二</sub>背後<sub>レ</sub>曰、汝道、火筋在<sub>二</sub>什麼處。師曰、從來在<sub>二</sub>手裏。然曰、汝佗後坐<sub>二</sub>斷天下人舌頭<sub>レ</sub>在。

と記されており、『本朝高僧伝』卷二九「雲州雲樹寺沙門覺明伝」にも、

參<sub>二</sub>了然明公于羽州、專注<sub>二</sub>禪觀。偶看<sub>二</sub>僧書、力尽神疲無<sub>レ</sub>処<sub>レ</sub>覓、只聞<sub>二</sub>楓樹晚蟬吟。豁然了悟、趨欲<sub>レ</sub>呈<sub>二</sub>解。然見<sub>二</sub>其來、把<sub>二</sub>

地炉火筋、匿<sub>二</sub>背後<sub>レ</sub>曰、汝道、火筋在<sub>二</sub>什麼處。明日、從來在<sub>二</sub>和尚手裏。然首肯曰、汝佗後坐<sub>二</sub>斷天下人舌頭<sub>レ</sub>在。

として載せられている。若干の字句の異同は見られるが、いずれも明らかに「孤峰和尚行実」の内容をおおむね継承しているといってよい。ただ、ともに羽州とするのみで玉泉寺の名を記していないのは不自然である。

また『洞上聯燈錄』の法明の章においても、この記載を受けたかたちで、

孤峯明、聞<sub>二</sub>師煽<sub>二</sub>化來參。偶看<sub>二</sub>祖錄、至<sub>二</sub>力盡神疲無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>覓、只聞<sub>二</sub>楓樹晚蟬聲。豁然契悟、徑趨欲<sub>レ</sub>呈<sub>二</sub>所悟。師見<sub>二</sub>其來、把<sub>二</sub>地炉火筋、匿<sub>二</sub>背後<sub>レ</sub>曰、汝道、火筋在<sub>二</sub>什麼處。明日、從來在<sub>二</sub>和尚手裏。師休去。

として簡略に伝えられている。さらに『宗門畧列祖伝』の法明の章でも、

孤峰覺明國師、行脚ノ時、師ニ依參シ、偶祖錄ヲ看テ、力尽キ神疲テ覓ル所ナシ、只楓樹晚蟬ノ吟ズルヲ聞ト云ニ至テ、豁然トシテ大悟シ、徑ニ趨テ所悟ヲ呈セントス。師、明ノ來ルヲ見テ、地炉ノ火筋ヲ把テ、背後ニ匿シテ曰、汝道ヘ、火筋、什麼ノ処ニカ在ル。明日、從來、和尚ノ手裏ニアリ。師曰、汝、佗後、天下ノ人ノ舌頭ヲ坐断スルコトアラント。

と語られていることから、これらもともに先の「孤峰和尚行実」の内容を受け継いでいることが知られ、覺明が法明と問

答したことは広く知られた機縁であつたらし<sup>(68)</sup>い。

楓樹晩蟬吟。

これらによれば、覚明は奥州会津（福島県）の出身であり、二六歳の時に紀伊（和歌山県）由良の鷺峰山西方興国寺に法燈派の無本覚心に参学した後、三年にして諸方に遊び、有道の老宿として讃れの高かつた法明を出羽に訪ねて問答商量の末に、法明よりその境界を肯われたとされる。<sup>(69)</sup> 覚明の二六歳は永仁四年（一二九六）に当たり、三年間を覚心の席下で過ごしたとすれば、法明への参学は少なくとも永仁六年（一二九八）以降のこととなる。覚心の示寂は永仁六年一〇月一三日であるから、あるいは覚心の示寂後に出羽へと旅立ったのかも知れない。<sup>(70)</sup> おそらく覚明は会津にある頃から出羽玉泉寺の法明の噂を聞き知っていたものであろう。覚明は老熟し法明の席下に至って掛搭するや、寝食を忘れて辨道精進に努めている。

そんな一日、一僧が戯れに「力尽き神疲れて覗むる処無し、只だ楓樹晩蟬の吟ずるを聞く」という祖録の語句を一片の紙に書いて示した際、覚明はこれを見て豁然として省悟するところがあつたとされる。この語句は南宋初期に朗州（湖南省）武陵県の梁山観音禅寺に住した楊岐派の廓庵師遠（則公）が著した『十牛図』の「尋牛」に、師遠自身の偈頌として載るものである。<sup>(71)</sup> すなわち、「尋牛」には「頌曰」として、

忙撥草去追尋、水濶山遙路更深、力尽神疲無處覗、但聞<sub>二</sub>として載せられている。「尋牛」は師遠の『十牛図』の第一であつて初発心の位である。当時、すでに法明の席下でも『十牛図』の参究がかなり行なわれていたことが知られる逸話であつて、中国禪の素養が玉泉寺山内にも浸透していたことを示すものであろう。およそ、この師遠の偈頌を今日のとばで訳するならば、

心せわしく草を払い除けて追い尋ねると、川は広く山は遙かであつて、行く手の道はさらに深い。精も根も疲れ果てて、牛を求めようにも見当すらつかない。ただ、怪しき氣な楓の樹で秋蟬のかぼそい声（牛の鳴き声か）が聞こえるばかりである。といった意味となる。牛とは禪の悟りとか本来の面目を譬えたものであり、「尋牛」ははじめて菩提心を起こし、参禅学道に志すさまである。いわば学仏道の奥深さを自覚する立場にほかならない。

省悟した覚明はただちに方丈に上り、法明に自らの所解を呈しようとする。法明は覚明が入室したさまを見るや、たちまち地爐の火筋（ひばし）を手にして背後を押さえ付け、「汝道え、火筋、今ま甚の処にか在る」と迫るのである。覚明は声に応じて「從来、和尚の手裏に在り」と答えている。この問答はあたかも『景德伝燈錄』卷九「潭州鴻山靈祐禪師」の章に載る、

二十三、遊江西參三百丈大智禪師。百丈一見許之入室，遂居參學之首。一日侍立，百丈問、誰。師曰、靈祐。百丈云、汝撥鑪中<sup>(1)</sup>有火否。師撥云、無火。百丈躬起、深撥得少火，舉以示之云、此不<sup>(2)</sup>是火。師發悟禮謝、陳其所解。

という「百丈夾火」の古則をすら連想せしめるものがある<sup>(3)</sup>。かつて唐代の鴻山靈祐（大円禪師、七七一—八五三）は百丈懷海（大智禪師、七四九—八一四）が炉中の火を舉似するのを見て大悟したとされるが、同じように火筋を自在に拈弄する法明の機敏な接化によって法明は徹底しているわけである。

法明は覚明の答えを聞いて初めて肯つて「三十年後、天下人の舌頭を坐断すること在らん」と絶賛している。天下人の舌頭を坐断することは、天下の人々の舌の根を押え込んでものが言えなくすることである。何人にも一言もいわせぬ力量を意味しており、法明が覚明の境涯を最大限に賛辞したことを意味しよう。

「孤峰和尚行実」に載るこの問答は、法明の晩年における貴重なことばが収録されている点で第一等の史料といつてよい。同時に法明が禪僧してもきわめて威厳と機微に富むすぐれた人物であつた消息をいまに伝えるものであろう。そして、法明に学んだ覚明もまた運良と同じように後に瑩山禪師に参ずることになるのである。<sup>(4)</sup>

このように法燈派と曹洞宗を結ぶ交渉史の上に法明の存在もあるわけであつて、法明が出羽の地にあって一つの勢力を形成して、いたことが改めて窺われよう。次代を担う運良や覺明のごときすぐれた人材を育成している事跡からしても、法明は一方の禪匠として学人接化にかなり抜きん出た禅者であったと見なければならない。そして当然、出羽における法明の存在は、運良や覺明によって瑩山禪師やその門下など当時の北陸地方の曹洞禪者や紀伊由良を中心にして展開していた法燈派の臨濟禪者らの間にも深く知れわたつていたはずである。

### 晩年の動静と示寂

ところで『洞上聯燈錄』の法明の章には、法明が示寂する前後の動静としては、

一坐三十余年、足未嘗越門限。遂終于此焉。

というわずかな記述を伝えるにすぎない。すなわち、法明は玉泉寺に止住すること實に三〇年以上に及んだとされ、この間、一度として寺の門限を越えることがなかつたという。足がいまだ門限を越えなかつたとは、久しく門の敷居を股がなかつたということであり、永平寺から戻つた法明が再び玉泉寺から遠出をせずに、寺の伽藍維持と学人の育成さらに檀越への教化のみに尽力したこと意味しよう。

おそらく他地からの招請なども存したはずであろうが、法明は何れの地にも赴くことなく、東北出羽の大地に自らの後半生を捧げているわけである。法明が再び出羽の地を離れることのなかった理由は定かでないが、あるいはこの地の気候の厳しさ、冬期の寒冷な日々が故国高麗のそれに近似していたためであつたのかも知れない。

そして、ついに法明は玉泉寺に終焉したとされるから、玉泉寺山内的一角にその遺骨も埋められ、墓塔も立石されたことであろう。ところで法明が示寂した年時は何時であったのか。先の『洞上聯燈錄』など諸史料にはこの点について何ら触れられていない。

すでに述べたごとく法明が文永四年に示寂したとする説はまったく成り立たない<sup>(75)</sup>が、これとは別に当の玉川寺所蔵の『過去帳』の歴住の箇所によれば、

当寺開山法明弘性大和尚、宝治二天示寂五日（申正月五日）。

と記されている。これによれば、法明は宝治二年（一二四八）正月五日に示寂していることになろう。しかしながら、この説は先の文永四年示寂説以上に状況としては肯えないものであつて、これでは法明は来日した翌年に示寂したことになつてしまふ。これを如何に解すべきかが問題となろう。

あるいはもともと玉川寺の寺伝としては宝治二年ではなく申年の正月五日ということのみが伝えられ、後世、開山法明

の示寂年時を寺で決定する際に宝治二年に配当したものではないかとも推測される。

法明は永仁年間（一二九三—一九九）か正安年間（一二九九—一二〇一）の頃までは着実に生存していたことが判明しているから、仮に申年とすれば、永仁四年（一二九六）丙申の正月五日当たりが妥当ということになろうが、孤峰覚明が法明に学んだのが永仁六年以後であることから、この説も取れないことになる。その後の申年となると実に徳治三年（延慶と改元、一二〇八）正月五日という計算になり、かなり年時が降つてしまふ感もある。しかしながら、徳治三年とはあたかも宝治二年とは同じ戊申の年の干支に当たつており、仮にこれが成り立つとすれば、後世の玉川寺の寺伝がまったく根拠のないものではなく、干支を丁度あたかも六〇年ずらして解釈していくことになるのではなかろうか。

ちなみに瑩山禪師の師で道元禪師に学んだ加賀大乘寺開山の徹通義介（一二九一—一三〇九）が示寂するのは延慶二年（一二〇九）九月十四日のことであり、また同じく道元禪師に学んだ永平寺第四世の義演（？—一三一四）が示寂するのも正和三年（一二一四）一〇月二六日のことである。このほか、越前大野の薦福山宝慶寺の開山である寂円が示寂するのが正安元年（一二九九）九月十三日であり、肥後（熊本県）川尻の大梁山大慈寺の開山である寒巖義尹（法皇長老、一二一七—一三

〇〇) が示寂するのが正安二年八月二一日である事実などからしても、法明がこの時期まで存命していたとしても何ら不思議ではなかろう。<sup>(7)</sup>

いずれにせよ、法明が徳治三年正月五日に示寂したとするならば、玉泉寺での活動期間は三〇余年どころでなく、実に五〇年以上にも及んだ計算になるわけである。すでに道元禅師が示寂してより半世紀余もの歳月が経過しており、無準師範が示寂して実際に六〇年、師範に参じた多くの日本僧たちもこの世を去つて久しいことからして、法明は年齢的にも相当の高齢に達していたものと見なければならない。義介は九一歳で示寂しているが、おそらく法明は師範との関わりからいつても、義介よりいくぶん年長であったものと見られ、来日して六二一年目ということから、あるいは一〇〇歳近い世寿であったとも推測される。日本に同化し切つたであろう高麗僧法明の最期の消息が伝えられないことに一抹の寂しさを覚えるものである。

ところで法明の法を嗣いだ門人や門流はまつたく知られず、『諸宗儀範』卷一「立宗伝來部」の「仏心宗祖」の「十四流祖」の項目にも「案」として、

案「南詢三十三師・東渡十六師」へ除「隱元師」へ合有「四十八祖」。  
(中略) 法心・了然・道祐・天祐・樵谷・東伝・圭堂・無隱・  
明叟・無得・秀崖十一師、並皆無<sub>レ</sub>嗣。

と記されている。法明も同門の法心や道祐をはじめ、大慧派の天祐思順(真觀上人)、無準派下の樵谷惟僊、大慧派の東伝正祖、松源派の桂堂瓊林、幻住派の無隱元晦(法雲普濟禪師、?—一三五八)と明叟齊哲(?—一三四七)、大慧派の無得一、松源派の秀崖全俊(一般には大覺派下)らとともに法嗣が育成されず、その門流が後世に受け継がれなかつた禅者として扱われている。<sup>(78)</sup>

しかしながら、法明の下には覺明や運良らすぐれた参学門人の存したことが知られ、また覺明の記事からすると、玉泉寺の法明の席下には叢林を形成するに足るだけの学人が参集していたらしいことが推測される。さらにつぎに述べることく玉泉寺もしばらくは伽藍が維持されていたものらしいことから、法明にも名の伝えられぬ法嗣が存し、その系統が数代にわたり存続していた可能性も存しよう。

### 王泉寺の変遷と南英謙宗

ところで、法明が開創した玉泉寺のその後の動向を伝える『諸宗儀範』卷一「立宗伝來部」の「仏心宗祖」の「二

貴重な消息として、南英謙宗は『玉漱軒記』の冒頭に、

羽州路大泉莊國見玉川禪寺、文安丁卯春、屬於鬱攸、乃掃灰燼、而僅造立、數年而復遇「回祿」。爾後、兔葵燕麥旅生、遂為荒穢矣。

という記述を残している。これによれば、国見の玉川寺すな

わちそれまでの玉泉寺は法明の示寂して後も連綿と堂宇を維持していたものらしい。しかし、文安四年（一四四七）春に玉泉寺が灰燼と帰し、わずかに堂宇を造立したものの、数年にして再び回禄に会い、その後は荒廃するに任されて、いたとされる。ともあれ、法明が示寂したと推測される徳治三年より文安四年の春に至るまで、玉泉寺が大泉氏の菩提寺としておよそ一世紀半あまりにわたり何らかのかたちで法統を継承していたと見てよいであろう。

そして、さらに『玉漱軒記』においては、

檀越大泉魁師（藤原右京亮淳氏）、視<sub>三</sub>宗祖創業之地既屬<sub>二</sub>於荒穢、豈能無<sub>一</sub>概然於心哉。越<sub>三</sub>享德癸酉秋遣<sub>一</sub>使、就<sub>二</sub>貧道而求<sub>三</sub>其再興。固辭以<sub>三</sub>七十諄昧。今年乙亥春、復遣<sub>一</sub>一家之豪<sub>二</sub>而強求<sub>三</sub>之。義不克<sub>一</sub>拒乃許<sub>二</sub>之。其年秋八月、發<sub>一</sub>錫赴<sub>二</sub>之。

という記事がつづいており、玉泉寺再興の動きを伝えてい る。この点は謙宗の『耕雲種月開基年代并傑堂和尚行状及謙宗年譜私録』においても、

（享徳）三年甲戌、羽州三莊大泉僧師右京亮淳氏、見<sub>三</sub>法明長老

遺跡玉泉寺久属<sub>二</sub>于蕪穢、常以為<sub>一</sub>念矣。有時、遣<sub>一</sub>介<sub>二</sub>而就<sub>三</sub>謙宗<sub>一</sub>求<sub>二</sub>其再興。宗以<sub>三</sub>老衰<sub>一</sub>辭<sub>二</sub>之。康正元年乙亥、春三月上漸、大泉師右京亮、復遣<sub>一</sub>其華族前越後守高坂文遵、重求<sub>二</sub>玉泉再興。宗雖<sub>三</sub>老邁、感<sub>一</sub>其志<sub>二</sub>而許<sub>一</sub>之。秋八月、輒披<sub>三</sub>蓑莽<sub>一</sub>構<sub>二</sub>小屋、名曰<sub>三</sub>玉漱軒。軒前開<sub>一</sub>池流泉活々、山門外有<sub>一</sub>川、謂<sub>二</sub>之

出羽玉泉寺開山の了然法明について（佐藤）

玉川、其源出<sub>二</sub>於月山、其地名<sub>一</sub>國見。旧称<sub>三</sub>善見山玉泉寺、今改善為<sub>一</sub>國、改<sub>二</sub>泉為<sub>一</sub>川、而稱<sub>二</sub>國見山玉川寺。蓋意欲<sub>一</sub>本<sub>二</sub>於其處<sub>三</sub>而新起<sub>一</sub>中<sub>二</sub>旧廢<sub>一</sub>也。且夫、阿闍世王、此云<sub>三</sub>未生怨、又呼為<sub>一</sub>善見<sub>二</sub>。母懷<sub>一</sub>之日、已有<sub>二</sub>惡心<sub>一</sub>、遂弑<sub>二</sub>父瓶沙王、故惡<sub>一</sub>聞<sub>二</sub>其名。二年丙子、夏四月、玉川本房造營、不<sub>レ</sub>日落成、今憶<sub>一</sub>往昔<sub>二</sub>。長清妄夢、頗亦有<sub>レ</sub>驗乎。長祿改元、三年丁丑、春二月下漸、宗歸<sub>一</sub>越福地洞<sub>二</sub>。法臘五十七、世壽七十一。二年戊寅、四月上漸、發足至<sub>三</sub>羽玉川寺<sub>一</sub>過<sub>二</sub>夏。夏了、依<sub>レ</sub>舊<sub>一</sub>歸<sub>二</sub>種月。三年己卯、自<sub>二</sub>四月廿四日<sub>一</sub>病疾、至<sub>三</sub>五月十九日<sub>一</sub>寂。坐夏五十九、世壽七十。三。塔<sub>二</sub>于本山後<sub>一</sub>矣。

あり、その間の事情がさらに詳しく窺われる。もちろん、この間の事情は『洞上聯燈錄』の法明の章にも継承されており、簡略ながら、

文安四年丁卯春、寺嬰<sub>一</sub>鬱攸<sub>二</sub>都灰燼。州守淳氏、請<sub>二</sub>越之耕雲南英禪師<sub>一</sub>住<sub>二</sub>之<sub>三</sub>其庵<sub>一</sub>改<sub>二</sub>玉泉<sub>一</sub>曰<sub>二</sub>玉川。英嘗作<sub>三</sub>玉漱軒記<sub>一</sub>曰、開祖弘章法明禪師者、囊祖永平嗣子、洞山頭角也。貧道亦一派之劣孫也。故激<sub>一</sub>揚玉川之流<sub>二</sub>、而回<sub>一</sub>既倒之狂瀾<sub>二</sub>。蓋紀實也。<sup>(80)</sup>

と載せられている。すなわち、『玉漱軒記』や『耕雲種月開基年代并傑堂和尚行状及謙宗年譜私録』によれば、享徳三年（一四五四）秋に出羽三莊大泉の領主であった大泉右京兆淳氏（大宝寺淳氏とも称する）が越後（新潟県）岩室石瀬の福地山種月寺の住持であった謙宗に対して、法明の開山になる玉泉寺

の再興を懇請しているわけである。宗祖創業の地とあることから、祖先の大泉長氏ゆかりの祖跡を往時のごとく回復したい意図が大泉淳氏に存したことがわかる。

おそらく大泉淳氏が謙宗を拝請する背景には、法明が道元禅師に学んでいる事実、さらに謙宗がその道元禅師の流れに属する禅者であったことが大きく起因していよう。しかも謙宗が出羽と関わりを持つ以前に、すでに応永元年（一二三九四）七月に師の傑堂能勝（一三五五一四二七）が出羽の地高坂に金沢山洞春院を開創しているのであって、そうした縁故も大きかったものと見られる。

すでに七〇歳に達していた謙宗は老衰を理由にこの申し出を固辞したものの、淳氏が前越後守高坂文遵を遣わして重ねて切願したために、やむなくその申し入れを受諾し、康正元年（一四五五）秋八月に種月寺より錫を発して玉泉寺へと赴いている。そして謙宗は蓁莽（草木の茂るさま）を拓いて小屋を構え、これを玉漱軒と名づけ、ついで八月下旬には『玉漱軒記』一篇を撰述している。『玉漱軒記』には謙宗がこの地の仏法を再興し、法明以来の祖道を恢興せんとする熱烈な志氣や純粹な求道心が窺われる。

こうして謙宗はかつて法明が開いた善見山玉泉寺の山号・寺号を国見山玉川寺と改めており、以降は種月寺の本寺に当たる越後瀬波郡杜沢（いまの村上市）の靈樹山耕雲寺の直末と

しての歴史を歩むことになるわけである。

その後、謙宗は種月寺に帰ったものの、康正二年（一四五六）に再び玉川寺に赴いて夏四月には本房の造営に当たり、日ならずしてその落成を見るに至り、ここに荒廃した古刹を復興しているわけである。かつての玉泉寺開創より一世紀、開山の法明が示寂してより一世紀半近くを経過しての大事業であったわけである。そして、謙宗は最晩年の長禄二年（一四五八）まで精力的に種月寺と玉泉寺の間を往来しており、種月寺とともにこの寺に寄せる謙宗の思いの内を知ることができることができる。

ちなみにこの謙宗の玉泉寺の中興についての記事は『玉泉寺縁起』にも、

悲哉、文安丁卯春、成灰燼。同年當領主羽黒參詣之時、至彼所、俄惱亂荐也。悉前後不審而仰座觀、令詫法明之御影、伏理而云。當寺既為灰芥、不可有不為再興。藤原右京進、恐答而為請名僧。幸越後村上耕雲寺之住有種月和尚云僧、為於使者乞請玉泉住寺。無辭詞而來着。則郡主開喜悅眉。翌日造立。剩加先領被奇數厚領、咨頼母布哉。先徹豈有感受。倍々挑法燈、洗茂松柏枝、春雨湛法水、夏螢燃法火、秋風助法音、冬霜吟法現。訪遺跡誠學窓之倫、追日郡集、坐禪面壁無間、而室屋不見有人、共飛鳥忍羽音、遊鳥忘声而已。諸民之貴敬、云無言葉、所謂種月經三

夏帰越州給時、為遺証玉泉於改川事、月山之流滴玉川云故也。尔当寺依為用水也。深奥之儀讚之弥々高、古老之言仰之弥々繁。聊所及愚意之旧記、見合認之。

として受け継がれている。玉泉寺は文安四年の春に回禄に会つて伽藍が焼失しているが、その年に領主の藤原右京進すな

わち大泉淳氏が羽黒山に参詣する道すがら玉泉寺に立ち寄る

のであるが、にわかの病で前後不覚になり、座を仰ぎ見て法明の御影頂相に詫びを入れて玉泉寺を後にしたとされる。ところがまもなく玉泉寺が灰燼となつたため、淳氏はその再興を発願するのである。そして、その淳氏が使者を遣わして中興開山に拝請したのが種月和尚すなわち謙宗であつたわけである。

その申し出を受諾した謙宗が来着するや、翌日より伽藍の建設が着工されたと伝える。伽藍が整うに連れてしだいに玉泉寺には再び修行者が參集するようになり、謙宗は三夏を過ぎた後に越後へと帰るわけであるが、その際に『耕雲種月開基年代并傑堂和尚行状及謙宗年譜私録』と同じく遺証のたために玉泉寺を玉川寺と改めたとされる。こうして以降、新たに玉川寺としての歴史がはじまることがなつたのである。

ちなみに玉川寺はその後、謙宗の法嗣であつた渤海中珊（仲珊とも、一三九〇—一四六九）が第一世に就き、さらに第三世の洗溪種麟（？—一四八九）からその系統の人々が次第し、

法燈が繼承維持されいくことになる。また今日、国の文化財名勝に指定されている玉川寺庭園は、謙宗が作庭したことにはじまり、正保二年（一四五五）に『玉泉寺縁起』を撰した羽黒山別当の天宥が改修したものとされている。

### おわりに

以上、限られた史料ながら高麗僧法明のなした貴重なあとかたを窺つてみたわけであるが、法明の消息は辛うじて今日に残された感がある。法明は日本禪宗史上に際だつた活動をなした禪僧とは言いがたいものの、その三国に股がる国際的な偉業を残した足跡は尽せぬ興味を与えて止まない。法明はまさに鎌倉中末期を出羽に在つて過ごしながらも、臨濟・曹洞両宗の始動を静観しつづけた人といえるだろう。

法明は入宋して無準師範に学んで本格的な宋朝禪を究めており、また永平寺にて道元禪師に参じてその示す正伝の仏法にも開眼していたはずである。実際に法明は覺明との問答で『十牛図』を用い、火筋を拈弄するなど、南宋の禪宗界の影響をかなり濃厚に持ち合わせていたものと推測され、立場としては純禪の系譜に属する人であつたと見たい。

しかるにその反面、来日僧でありながら羽黒山の権現信仰を受容するなど、地元の諸信仰を無視することがなかつたわけであり、この点は高麗僧法明の持つ特殊な一面として評価

されてよいものであろう。ただ、法明その人に関する史料が少なく、その禪風の具体的な面がなお曖昧なのが惜まれよう。

ちなみに玉川寺所蔵の『過去帳』の歴住の箇所には、開山の法明について、ただちに中興の南英謙宗を挙げており、その間の住職の名を何ら伝えていない。したがって、この間に玉泉寺が如何なる禪者によつて維持されていたかはまったく不明なのであるが、あるいはすでに述べたごとく法明の法統に連なる禪者が何らかのかたちで住持していた可能性も存しよう。

法明に参じた恭翁運良には『恭翁和尚語錄』（または『仏林惠日禪師語錄』<sup>(84)</sup>の表題か）若干巻が存したとされ、同じく孤峰覚明にも『孤峰和尚語錄』（または『三光國濟國師語錄』の表題か）といった表題と見られる四会録や『徹心録』という詩文集が存したとされる。<sup>(85)</sup>わずかに『徹心録』一巻は龍谷大学図書館に写本として存しているとされるが、他は何れも現存しておらず、その所在も知られないのが惜しまれる。おそらくこれらの著作の中には両者が若くして学んだ法明に関する何らかの記述も存していたものと推測される。さらに南英謙宗がいま少しその著述の中に玉泉寺の法明に関する詳細な事情を記していたならば、興味深い事実も判明したことであろう。

法明が日本に赴いて後、南宋軍と高麗軍を併合した元国の一

連合艦隊による元寇（蒙古襲来）が起こり、その後、その南宋も元によつて滅亡し、さらに高麗の地も激変の憂き目を見ている。そんな時代の大きな流れの中に南宋で学んだ高麗僧法明もまた翻弄されたといえるだろう。あるいは法明もまた越前大野の薦福山宝慶寺に生きた中国僧寂円と同じように生涯にわたり帰れぬ故国を思いつづけた人であつたのかも知れない。出羽の地から日本海を挟んで遙か対岸の朝鮮半島の高麗国を研額しつづけたであろう法明の姿が偲ばれる。

### 注

(1) 木宮泰彦『日華文化交流史』においては、わずかに「第二章、入宋僧・帰化宋僧と文化の移植」の「來朝宋僧一覽表」に「高麗僧了然法明」として簡略な記載が存するにすぎない。それによれば、師僧は無準師範で、來朝年月は宝治元年（一二四七）となつており、住山は出羽玉泉寺、示寂の年月日は文永四年（一二六七）春とされ、典拠は『諸宗儀軌』『本朝高僧伝』などである。『諸宗儀軌』とは『諸宗儀範』の誤りと見られるものの、いま一つの典拠である『本朝高僧伝』には法明の章は載せられていない。

(2) 『元亨釈書』には無準師範の法嗣として、卷六に「松島寺法心」と「宋國普寧」を、卷七に「慧日山弁円」を、卷八に「宋國祖元」をそれぞれ載せているが、法明については何らの記載も存しない。

(3) 南英謙宗（一三八七—一四五九）の著わした『玉漱軒記』は新潟県西蒲原郡岩室村石瀬の福地山種月寺の所蔵であり、『耕雲種月開基年代并傑堂和尚行狀及謙宗年譜私錄』や『鼓缶軒記』と合綴されており、『続曹洞宗全書』『続寺

誌」に收められて一般に知られる。晋の陸機（字は士衡、

二六一一三〇三）の「招隱詩」に、「山溜何泠泠、飛泉漱鳴玉」とあることに因む命名であり、山から滴る水が飛泉となつて石玉を洗い淨めているさまをいう。

(4) 『洞上聯燈錄』は『大日本佛教全書』第七〇・七一卷に所

收されるものを使用し、「羽州玉泉寺了然法明禪師」の章は第七〇卷（三〇七a～b）に、「考証」の「了然章」は同（三一〇c～三一一b）に存する。

(5) 大冥惠団は『宗門畧列祖伝』の「宗門畧列祖伝序」において、

列祖之伝也、大梗載於景德伝燈・正宗記・統伝燈・会元・会元統略・聯燈・普燈・嚴統・廣燈・編年通論・仏祖通載・元亨积書・延宝伝燈・本朝高僧伝・扶桑僧宝伝・正燈錄等、昭々焉。而遺逸者亦不少矣。以故、雖有下欲歴讀列祖伝者、難得滿意。況如離僧者或難暎文義、或在寒鄉僻地、則不有便得書。或累之有懶惰之癖、見卷帙之重馳、愕爾卻退不讀之者衆焉。於此乎、撥草瞻風之徒、往々有不知列祖之事迹者。嘆乎、何以率由旧章乎。予也愚而且瞽、而竊患之不顧僭踰之事、所謂自伝燈等之中、採摭本市）玉屋町の永樂屋東四郎（東壁堂）が刊行したものである。

(6) 大心義統の『諸宗儀範』一巻は東京大学史料編纂所に筆写本が存している。巻一は「立宗伝來部」として諸宗の日本への伝来について触れ、巻二は「僧階昇進部」として諸宗の僧階について触れている。その巻末に、

諸宗儀範二巻

大徳寺大心和尚撰。一日、自携來示余。余借得臘之。竜華道忠識。

安永七戊戌五月、大心祖損臘写。

宗門畧列祖伝。所冀、年少之沙弥、忘其言鄙之与杜撰、而時讀之、以知先德出家・入道・行脚・參扣・住持・為人・臨終等の大体、而以自省自策、而将来遊方之日、脚履実地、依明師朝參暮請、其精一也如猫之捕鼠、其不怠也如救頭然、各々為幹蠱之跳竈兒、能挑祖燈、以無辱爾之先、以光爾之後、云爾。

妙心開山國師二十一世之孫大冥、於德秀禪院謹

題。

と自ら記していることから、この『宗門畧列祖伝』を美濃（岐阜県）の鳳林山徳秀寺（いま大垣市新町）において撰していることが知られ、かなりの苦労を経て史料を探り、一書にまとめたことを伝えている。おそらく惠団が史料の散逸していた状況で法明その他の章を載せ得るには多くの労力が払われたことであろう。また刊記によれば、

為薦修山玄道居士・恭室貞順禪尼之冥福。 笹野妙光禪寺隱退瞽杜多大冥、捐三百一之資以梓之。

文化六己巳夏、書肆（尾府玉屋町）永樂屋東四郎梓。

とあるから、笹野の妙光寺で隠居の身となつた惠団がおそらくは両親（修山玄道居士・恭室貞順禪尼）の冥福のために版に起こしたことが知られ、現在、駒沢大学図書館に所蔵されるものは、文化六年（一八〇九）の夏に尾府（名古屋市）玉屋町の永樂屋東四郎（東壁堂）が刊行したものである。

に義統の伝は『続日本高僧伝』巻一や『紫巖譜略』『大徳寺世譜』などに存するが、宝永三年（一七〇六）に大徳寺に陞住しているから、『諸宗儀範』の撰述はそれより示寂する享保一五年（一七三〇）六月までのこととなる。天宥の行実については、戸川安章「別当、天宥の生涯とその事蹟」（佼成出版社刊『出羽三山修驗道の研究』に所収）に詳しい。

（8）『玉泉寺縁起』については、曹洞宗宗宝調査委員会が平成三年九月一〇日に玉川寺を調査し、『曹洞宗報』平成五年六月号に報告したものを、同委員会ならびに所蔵者の玉川寺住職齊藤芳山師の許可を得て使用するものである。

（9）禅僧の法諱と道号の関係については、玉村竹二氏に「禅僧の法諱に就て」（『日本禪宗史論集』上に所収）や「禅僧称号考」（同前）および「禅僧の称号について」（『臨濟宗史』に所収）などの論考が存する。

（10）玉川寺所蔵の『過去帳』は、曹洞宗宗宝調査委員会で収録したものと、やはり玉川寺の許可を得て「歴代住職」の部分のみを使用するものである。

（11）高麗に関する研究としては、延世大学東方学研究所編『高麗史』（国書刊行会、昭和五一年）や朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史』（三省堂、昭和四九年）などが存する。

（12）百済に関する研究としては、今西竜『百済史研究』（近沢書店、昭和九年）や坂元義種『百済史の研究』（塙書房、昭和五三年）などが存する。

（13）本土には「おおもとの土地」「本国」といった意味と、「この土地」「当地」といった意味がある。本国の意であれば日本のこととなり、当地の意であれば出羽または越後を指していることになる。いずれにせよ、『宗門畧列祖伝』が法明を日本人であったとしていることに変わりはない。朝鮮半島における禪宗の流傳とその展開については、忽滑

（15）（16）谷快天『朝鮮禪教史』（昭和五年、春秋社）などを参照。海印寺における『高麗再雕大藏經』の『祖堂集』印刻については、柳田聖山『祖堂集索引（下冊）』の「祖堂集」解題に詳しい。晦然見明（一然とも、普覺國師、一二〇六—一二八九）はほぼ法明と同時代であり、道号・法諱とも法明と似ているのが注目される。この人が法明と同門でもあれば興味深いものがあろうが、これはまったくの推測でしかない。見明は慶州（慶尚北道）章山郡の金氏の出身であり、密陽（慶尚南道）の包山涌泉寺に仏日社を創めて禪教を広め、義興（慶尚北道）の華山麟角寺などに住したことが知られる。著に『普覺國師語錄』二卷、『偈頌雜著』三卷、『祖庭事苑』三〇卷、『禪門拈頌事苑』三〇卷、『三國遺事』五卷などが存している。『朝鮮金石總覽』上巻に「高麗國義興花山曹溪宗麟角寺迦智山下普覺國尊碑并序」が載せられていることから、その詳しい足跡が知られる。なお、見明による『重編曹洞五位』二巻の編集については、志部憲一『重編曹洞五位』について（『宗學研究』第二八号）を参照。

その後の曹洞禪者と高麗国との関わりとしては、明峰派の大智（一二九〇—一二六六）が帰国に際して高麗国に漂着し、彼の地の寺院などを参観して帰国したことが知られている。この点は拙稿「大智禪師の在元中の動靜」（駒沢大學中国佛教史蹟參觀團編『中國佛蹟見聞記』第七集）および鈴木格禪「祇陀大智と韓國寺院」（『印度學仏教學研究』第四二卷第一号）を参照されたい。また『弘化系譜伝』卷二「薩州皇德寺無外禪師」の章によれば、

薩州皇德寺無外禪師、諱円昭（昭作）照者非也、高麗人也（良機曰：薩州良家子者大謬也、今見祖跡之緒改焉）。不詳師姓矣。夙有遠游之志。後醍醐帝元亨二年壬戌、遙踰滄海而東到日本朝、始謁虎闕於京之慧日、

（14）

（17）

尋訪正澄於相之瑞鹿、皆稱「具法幢」。頃峩山主「總持」道風高峻、雲侶無下敢登其門者。元德元年己巳春、師往參峩山禪師。(後略)

(18) とあり、峨山派の無外円昭(円照とも、一三一一一三八年(一六二四)原刊本『徑山志』一四巻に詳しい。また古田紹欽「禪宗史上における徑山の研究」(『季刊宗教研究』第二年第三輯、後に『古田紹欽著作集』第二巻に所収)に簡略に徑山について触れている。ちなみに『徑山志』卷二「列祖」の「仏鑑無準範禪師」の項によれば、師範は徑山第三四代とされており、『扶桑五山記』一、「大宋國諸寺位次」の「徑山住持位次」においても「卅四、無準範禪師」と記されている。

(19) 五山十刹制度の成立については、石井修道「中國の五山十刹制度の基礎的研究(1)~(3)」(駒沢大学仏教学部論集)第一三号(第一五号)を参照。

(20) (21) 侍者徳如が撰した「大宋國臨安府徑山興聖万寿禅寺住持特賜仏鑑禪師行狀」は『東福寺文書』七に所収されている。無準師範に関する考察としては、福嶋俊翁『大宋徑山仏鑑無準禪師』(『福嶋俊翁著作集』第一巻に所収)も存するが、いまだ詳細な研究は少ない。

(22) 『大宋徑山仏鑑無準禪師』の「法明了然」の項においては、別に弘章と号し高麗の人である。徑山で仏鑑禪師の法を嗣ぎ、わが宝治元年(一二四七)来朝して、道俗の崇信を得、羽前玉泉寺の開山となつた。(日本洞上聯燈錄)と簡略に伝えている。ただし、典拠として『洞上聯燈錄』によりながらも、道元禪師との関わりについてはまったく触れていない。

(23) ちなみに蘭溪道隆の場合も、『続群書類從』卷二二七「巨福山建長禪寺開山蘭溪和尚行実」によれば、

嘗聽東僧之盛稱「國光及禪門之草昧」、常志游化。

とあって、日本僧により日本の状況について知らされたとされる。詳しくは『泉涌寺史(本文篇)』「中世の泉涌寺(鎌倉時代)」の「四世月翁智鏡と來迎院」に、入宋した月翁智鏡(字は明觀)が在宋中に道隆と関わりを持ち、道隆が日本の樵谷惟僊(塙田和尚)を伴って来日した際にも泉涌寺來迎院に招いて旧交を暖めた消息が指摘される。また玉村竹二「信濃別所安樂寺開山樵谷惟僊伝についての私見」(『日本禪宗史論集』上に所収)や高木宗監『建長寺史』などを参照。

(24) (25) 齊明天皇(皇極天皇)については、阿蘇瑞枝「皇極(齊明)女帝」(『人物日本の女性史』二に所収)を参照。この飛鳥時代に活躍した百濟僧の法明尼については、ほかに『三寶絵詞』巻下、『今昔物語集』巻一二、『多武峰縁起』などに関連記事が存している。

(26) (27) 維摩会は『維摩經』を講讀する法会のことであり、中国においても盛んに行なわれたとされるが、日本ではとくに先の法明尼の因縁によつて病氣平癒のために南都興福寺で毎年一〇月一〇日より藤原鎌足の忌日である一六日まで勤修されている。御斎会・最勝会とともに南京三大会の一つとなつてゐる。詳しくは嗣永芳照「維摩会講師・研學堅義僧名索引」(『南都佛教』第三三号)などを参照。

(28) 無準師範に学んだ日本僧については、玉村竹二「日本禪僧の渡海參學關係を表示する宗派図」(『日本禪宗史論集』下之二に所収)によれば、ほかに□能・覺琳という日本僧の名を載せている。なお、この点については本稿末尾の「無準師範の門流と日本禪の系統」の系譜を参照されたい。この頃の円爾の動向については、『東福開山聖一國師年譜』

に、

後深草天皇宝治元年丁未、師四十六歳。九月二十六日、野州長樂榮朝示滅。二年戊申、師四十七歳。筑州承天寺炎、師往筑州、謝國明喜、師至、一日之中、剬殿堂十八宇。建長元年己酉、師四十八歳。三月十八日、仏鑑

唱滅於徑山退耕室。平元帥時頗、最明寺殿、關巨福山、剬建長寺。師遣僧十員、行叢林礼。及乎平帥請隆蘭溪為第一世。隆子、師書疏往來、數數不絕。師

勸維那覺心、心地上人、入宋訪尋知識。

と記されており、宝治二年に筑前（福岡県）の承天能仁禪寺に赴いているほかは、ほぼ東福寺に留まっていたものと見られる。また道隆とも書簡による道交を頻繁になしていたらしい。

(29)

この頃の道隆の動向については、『続群書類從』卷二二七

「巨福山建長禪寺開山蘭溪和尚行実」に、

遂以淳祐六年、乘商舶著宰府、本朝寛元四年丙午也。乃入都城、寓泉涌寺之来迎院、又杖錫赴相陽。時了心踞龜谷山、隆掛錫於席下。副元帥平時頗、聞隆之來化、延居常樂寺、軍務之暇、命駕問道。平帥乃啓巨福之基趾、構大禪苑、請隆開山說法、東閔學徒、奔湊佇聽。

とあり、南宋の淳祐六年（一二四六）に来日して以後、建長寺の開山になるまでの消息が簡略に知られる。

(30)

出羽三山とくに羽黒山については、戸川安章『出羽三山と東北修驗の研究』（『山岳宗教史研究叢書』第五巻）を参考照。

禅宗とくに曹洞宗における神人化度の説話については、葉貫磨哉「洞門禪僧と神人化度の説話」（『駒沢史学』第一〇号）および広瀬良弘「曹洞禪僧における神人化度・惡靈鎮圧」（『禪宗地方展開史の研究』に所収）などを参照。な

お、広瀬氏はその中の「靈驗譚的説話をもつ曹洞禪僧一覧」の表において、法明（了然）の場合を「神（あるいは仏）の助力を受ける」という奇瑞の「神（あるいは仏）から力量を認められる」という項目に分類している。南英謙宗は『玉漱軒記』において、

南面崧高維月山、巒々峩々巍然乎碧落、玉川之水出於其麓矣。東南則羽黒権現神山、龍徒弟々鬱、巨木老樹、雲遮霞掩、石磴逶迤、躡雲而登至于絕頂、翬然有靈廟、詣者肅然、寔精爽之地也。其麓則蜂房纏聯、不謂之富窟也。西南則藏王峯、青竜梵刹居之、即天台之派也。西則大泉之府、華棲廣廈、輪焉奐焉、固豪傑之窟也。西北則逆沱浦、舟船都會之津也。浮三翼致三十洲三嶋兀於雲間、溪壑之筭々、大古之雪不消矣。其麓則北溟漫々一碧蘸天、海外渺々不知其所極焉。是軒外之境也、何鎖々局促於一庭之間耶。

と語り、玉川寺玉漱軒をとりまく大自然の風光を愛する。南に月山、東南に羽黒山、西南に藏王峰、西に大泉府、西北に逆沱（酒田）浦、北に鳥海山がそれぞれ位置し、その雄大な出羽の勝景の中に法明もまた自らの居を定め、玉泉寺を草創した真意を知ることができよう。

羽黒山の本地は觀世音菩薩であるが、月山は阿弥陀如来、湯殿山は大日如来がそれぞれ本地とされる。出羽三山においては、羽黒山で觀世音菩薩に現世安穩を祈つて後生極楽・往詣淨土を修め、月山で阿弥陀如来より未來成仏の確証を得、さらに湯殿山の大日如来によつて即身成仏の悟りを得ることができるとされる。

大場秀弘・藤原岳良編『曹洞宗莊内寺院歴代和尚伝燈史錄』（昭和五六年一月刊）での「国見山玉川寺」の項では、開創年代を天福元年（一二三三）とし、開基を了然法明、

(32)

(33)

(34)

本尊を聖観世音菩薩、開山を南英謙宗としており、改宗前

開基名の箇所に「元・善見山玉泉寺と号す」と記している。しかしながら、玉泉寺が天福元年に開かれたという根拠が何に基づくのかは定かでない。

(35) 無準師範の示寂年時と世寿については、一般に淳熙五年（一一七八）に生まれて淳祐九年（一一四九）三月一八日に世寿七二歳で示寂したとされている。しかしながら、『仏鑑禪師語錄』卷一「住臨安府徑山興聖万壽禪寺語錄」の「結夏上堂」において、師範は自ら「山僧淳熙四年生、經今六十五歲。本命丁酉酉生人」と述べており、また徳如の撰した「大宋國臨安府徑山興聖万壽禪寺住持特賜仏鑑禪師行狀」においても「世生於淳熙四年丁酉六月初五日也」と記されることから、淳熙四年（一一七七）丁酉六月五日生まれで、淳祐九年己酉三月一八日に示寂し、世寿は七三歳であったとするのが正しいであろう。なお、村上博優「仏鑑円照禪師無準師範大和尚」万年正統院址・円照塔院址についての考察（昭和六一年刊）にも近年の徑山調査報告がなされている。ちなみに法明が玉泉寺に正式に開堂入寺した建長三年三月一八日とはまさに師範の三回忌の命日に当たっていることになる。

(36) 道元禪師の鎌倉行化については、ほぼ『三大尊行狀記』や古写本『建撕記』などの中世史料から江戸時代の道元禪師関係の史料までが一応に史実として扱っている。詳しくは納富常天「道元の鎌倉行化について」（駒沢大学仏教学部研究紀要第三一号）や伊藤秀憲「道元禪師の鎌倉行化と遺偈」（駒沢大学仏教学部論集第二号）および拙稿「道元禪師の鎌倉行化とその周辺」（駒沢大学仏教学部論集第二号）などを参照。

(37) 晩年の道元禪師が規矩面を重視した消息については、菅原昭英「道元僧團の社會的性質(1)(2)——永平寺住侶制規の史料

的検討——」（『宗学研究』第二九・三〇号）を参照。

(38) 道元禪師と蘭溪道隆との書簡を載せる史料としては、古写本『建撕記』や訂補本『建撕記』のほか、『永平仏法道元禪師紀年錄』「宝治元年」の項、『洞上諸祖伝』卷一「永平寺道元禪師伝」や『洞上聯燈錄』卷一「越前州吉祥山永平寺道元禪師」の章、「日國洞上初祖永平開山和尚実錄」などがあり、ともに抜粋・省略したかたちとして収録している。なお、前出の納富常天「道元の鎌倉行化について」では兩者の書簡を肯定的にとらえているが、鏡島元隆「永平道元と蘭溪道隆」（『道元禪師とその周辺』に所収）では、大久保道舟『改訂修補道元禪師伝の研究』が兩者の書簡の交渉を一片の捏造説として退けている説を受けて、やはり否定的な見解を述べている。

道元禪師の在宋中における師範の動向としては、『無文印』卷四「行狀」の「徑山無準禪師行狀」に、

三年京師諸禪以焦山拳師。密院劄奉化津遣、師不赴、再劄乃行。期年遷雪竇。三年被旨移育王。又三年、嵩少林散席徑山、朝命以師補處。

とあり、また徳如が撰した「大宋國臨安府徑山興聖万壽禪寺住持特賜仏鑑禪師行狀」においても、

而然鎮江焦山虛席、大丞相衛王史、主盟仏法、移師主之、三請而後行。又遷慶元之雪竇、法席大振。會育王闕主首、大丞相集贊下諸山公拳、皆曰非師不可遂。得旨而往。至則安衆行道之余、修弊起廢、

樓閣耽耽拳寺為之一新。

とあることから、明州奉化県の雪竇山資聖禪寺（十刹第五位）から明州鄞縣の阿育王山広利禪寺（五山第五位）に遷住する期間に相当していることがわかる。伊藤秀憲「仏鑑禪師語錄」の上堂年時考—宝慶三年如淨示寂説を確かめる—（駒沢大学中国仏教史蹟參觀團編『中國仏蹟見聞記』第

七集)によれば、師範は嘉定一六年(一二二三)に鎮江府(江蘇省)丹徒県の焦山普濟禪寺に住し、その年の一月に雪竇山資聖禪寺に遷住しているらしく、その後、宝慶元年(一二二七)春から紹定元年(一二三一)解制罷まで阿育王山広利禪寺の住持を勤めている。師範の阿育王山入寺については近隣の諸寺の住持も挙って師範を新命住持として推舉したとされるから、天童山の如淨もこれに関わっていたものと見られる。当然、在宋中の道元禪師にとっても新たに臨峰の大利の住持となつた師範の存在は看過し難いものが存したはずであろうが、残念ながら道元禪師の著述には師範に対する言及は見られない。

(40)  
最晩年の道元禪師の消息として、病床の中で、建長五年(一二五三)正月六日に『正法眼藏』「八大人覺」の巻の垂

誠をなし、七月十四日に永平寺の住持職を懷奘に譲与し、さらにこの時期に義介に対しても『永平室中聞書』(御遺言記録)ともに見るごとき遺誠をなしている。その後、八月五日に上洛の途に就き、京都高辻通西の洞院に存したとされる俗弟子覚念の館にて療養に努めたものの、八月二八日に意図むなしく五四歳の生涯を終えている。

(41)  
義宣寺とはおそらく越前(福井県)の白麓山義宣寺のことと見られ、現在、勝山市栄町に存している。この寺は寂円派の祚玖(一五三一一六一〇)が永平寺第一九世として天正五年(一五七七)に開創した永平寺直末寺院であり、その第六世に竹峰広嫩(または齡嬪)の名が見い出せる。この広嫩がいまいう竹峰麿のことであろうが、残念ながらこの人が編したとされる『宗派図』については、秀恕が閲覧し得たにもかかわらず、その後の消息が定かでない。ただ、状況からして、この広嫩の『宗派図』は秀恕の『日本洞上宗派図』に活かされ、かなりのかたちで継承されているものと推測される。ちなみに岡田宜法『日本禪籍史論』

上巻「延享時代に於ける宗派概況」によれば、秀恕師は寛永年間に竹峯師の『永平祖派図』を補訂して『日本洞上宗派図』と名けて梓行されたことが「曹洞宗全書」の会報に見れる。

と記されており、『日本洞上宗派図』は竹峰広嫩が寛永年間(一六二四一一六四三)に編した『永平祖派図』を訂補したものであるとされる。ちなみに玉村竹二氏は「臨濟宗の宗派図各説」(『日本禪宗史論集』下之一に所収)の「結語」において、曹洞宗関係の永平下全般に亘る宗派図の一つに竹峰広嫩撰『達磨大師宗派次第』の写本の存在を伝え、上野毛呂氏所蔵として挙げており、これがおそらく『永平祖派図』に当たるものと見られるが、現在のところ未見である。

(42)  
『日本洞上宗派図』二巻は嶺南秀恕の編集になり、現今、鎌倉の松ヶ岡文庫や駒沢大学図書館などに写本が存している。秀恕は自ら延享元年(一七四四)九月に跋文を付しており、『洞上聯燈錄』とは姉妹編をなすものといえる。

(43)  
大久保道舟『道元禪師伝の研究』「僧團結成とその会下の僧衆」の「法明」の項(二四七~二四八頁)では、『玉漱軒記』や『洞上聯燈錄』が法明を道元禪師の法嗣と記しているのを筆者の誤解であるとして、単なる参考門人にすぎなかつたと断定している。

(44)  
中世古祥道『道元禪師伝研究』(三〇一頁)では、

然し、禪師の法嗣になるという法明では、古伝には全くなく、又、考えられ難いものである。その門下の一人としてさえ、古伝に伝えるものが多く、たとえ『玉漱軒記』の古記から窺わせるとても、大きく疑いのもたれるものである。

と記しており、法明が道元禪師に参じた可能性をほぼ考えられないものとして否定している。

(45)

師範と如淨との関わりについては、拙稿「如淨禪師示寂の周辺」および伊藤秀憲『仏鑑禪師語錄』の上堂年時考―宝慶三年如淨示寂説を確かめる―を参照。

(46)

寂円については、拙稿「宝慶寺寂円禪師について」(『曹洞宗研究員研究紀要』第一八号)や拙稿「寂円」(曹洞宗宗学研究所編『道元思想のあゆみ1 へ鎌倉時代』)「第二部」に所収などを参照。

(47)

面山瑞方は『日国洞上初祖永平開山和尚実錄』において、蓋師平生重許可、故嗣法弟子、僅懷辨・僧海・詮慧・尼了然(号法明、高麗国人。久參師得法、後住羽州之玉泉。本錄中有所示之法語二篇)四人而已。と述べており、道元禪師より法語二編を受けた了然尼を法明と混同している。しかも了然を法諱とし、道号を法明としているのであるから、二重の誤りを犯していることになる。ちなみに『訂補建撕記図絵』卷下「附錄」の「祖席旧參」においては、「了然比丘尼」と「玉泉法明」の名を別々に挙げているから、この時点では瑞方は両者を明確に別人と理解していたことが知られる。

(48)

『道元和尚廣錄』の門鶴本と流布本との相違については、鏡島元隆『永平廣錄』考(『道元禪師とその周辺』に所収)を参照。

(49)

袋井市可睡齋に所蔵される「示了然道者法語」は道元禪師真筆と伝えられ、『曹洞宗全書』「宗源下」に「承陽大師法語拾遺」の(7)に收められている。奥書に「辛卯孟秋、住安養院」道元示とあるから、寛喜三年に道元禪師が山城深草の安養院に住していたことを証する史料としても貴重である。

(50)

明全の門人の廓然については、菅原昭英「道元僧團における遺偈」(『宗学研究』第三一号)と拙稿「仏樹房明全伝の考察」(『駒沢大学仏教学部研究紀要』第四九号)を参照。

(51)

道元禪師の示寂前後の動静については、石川力山「道元禪師滅後の永平寺僧团について」『御遺言記録』の史料価値一(祖山傘松会編『懷奘禪師研究』に所収)や中世古祥道「道元禪師の示寂地について」(『宗学研究』第二七号)などを参照。

(52)

『山形県史』第一巻「中世の宗教と文化」の「禅宗の伝播」の「曹洞禪」(八五八頁)には、法明について、県内における曹洞宗の初伝は、建長三年三月高麗僧了然法明によってである。了然は羽黒山に詣で、羽黒山の入口善(國)見村に禪寺を建立して玉泉寺と名づけた。彼がのちに北越の道元に参禪して帰ると、庄内の人々はこそつて帰敬し、大泉荘地頭藤原(武藤)氏も寺領を寄せた。

(53)

と簡略にその足跡を伝えており、とくに山形県における曹洞宗の初伝として法明の活動をとらえている。大泉長氏については、『吾妻鏡』「建長二年八月十五日」の条に、

八月十五日戊申、鶴岳放生会也、將軍家有御出之儀、云々。

とあり、「隨兵」の「後陣」の中に「大泉九郎長氏」の名が見られ、鎌倉御家人の一人として活躍していたことが知られる。

(54)

大泉荘とは出羽国田川郡を中心に赤川流域の庄内平野一帯に広がる荘園で、平安末期から室町初期まで一貫して長講堂領であったらしく、現在の山形県鶴岡市・藤島町・三川町・羽黒町・櫛引町などがその荘域に当たっている。すなわち、建久二年(一一九一)一〇月の『長講堂領目録』に「大泉」の名が見えるのが最初とされ、応永一四年(一四〇七)の『長講堂領目録』では年貢として砂金一〇〇両・馬二疋を出す定めとなっていることから、かなりの大荘である。

あつたことが知られるものの、その明確な莊域などは定かでない。一に庄内という地名も大泉莊内の意に因むともされるが、明確な根拠はない。鎌倉時代には大泉氏（後の大宝寺氏）が地頭を勤めている。清水正健編『莊園志料』卷下を参照。

『山形県史』第一巻の「鎌倉幕府と出羽国」の「地頭の文化事業」（六〇一頁）には、

大泉莊の地頭大泉九郎長氏は高麗の僧了然法明に帰依して、玉泉寺の諸堂宇を建立、寺田を寄進した。宋の徑山無準のもとで学んだ了然が羽黒山麓國見にいたり庵を結んだのは建長三年（一二五一）のことであり、そのち了然が越前永平寺の道元に学んだ期間を計算に入れれば、大泉氏による伽藍造営は建長の末年あるいは康元・正嘉の頃ということにならうか。羽黒の門前ともいべき立地をしめ（羽黒登山の旧道は国見を通る）、羽黒の宗教的傘下にありながらも、玉泉寺の宋風禪は異国情緒豊かな新しい文化の薰りを庄内にもたらしたのである。

(56)

とあり、大泉長氏による外護と伽藍造営、法明による大泉莊玉泉寺での新たな活動を考察している。

栗野俊之「戦国期における大宝寺氏権力の性格—上杉氏・土佐林氏との関係を中心として—」（山形史学研究会編『山形史学研究』第一九号）の「一、鎌倉期～室町期における大宝寺氏・土佐林氏の動向」には、大泉長氏による玉泉寺の伽藍造営に触れた上で、

ところで、私は玉泉寺の地理的な位置に注目してみた。玉泉寺のある国見は羽黒山麓にあり、羽黒山の門前という位置を占めていた。国見より羽黒山に近い手向（現羽黒町手向）には、すでに南北朝期には羽黒山によって市が立てられており、また「羽黒山睡中間答并縁起」

には「三番千勝寺、六百坊徒池頭國見マテナリ」と見え、池頭（現羽黒町手向字池頭）から国見まで、千勝寺の坊舍六〇〇が散在していたという。このように、国見は羽黒山の強い影響下にあつた地であった。了然がここに庵を結んだのは偶然のことであったが、大泉長氏が田地を寄進し、玉川寺の伽藍造営に積極的に尽力したのは、鎌倉新仏教の新蘇な文化的薰りをただよわせる了然の教えだけによるものではなく、大泉氏の民衆把握の方針性と宗教的権威を誇る羽黒山に一定の権力の楔を打ち込むことを意図したものと思われる。

(57)

元庵普寧の来日と帰国については、『続群書類從』卷二二

六「東嚴安禪師行実」に、

元庵寧禪師、宋慶元三年誕生、本朝正元元年入朝。文永二年帰唐、六十九歳。宋德祐二年、示寂于温州江心龍翔禪寺。住世滿八十歲。相當本朝建治二年十一月廿四日也。

とあり、その年時が明確に知られる。また普寧の生没年もこの史料によつて詳細に判明し、慶元三年（日本の建久八年、一一九七）に生まれ、建治二年（南宋の景炎元年、一二七六）に示寂したことが確かめられる。

無学祖元の来日と円覚寺の開創の経由については、『仏光円滿常照國師語錄』（略して『仏光國師語錄』とも）卷九末に靈石如芝撰「無学禪師行狀」と用潛覺明撰「無学禪師行狀」と掲、僕斯撰「仏光禪師塔銘」と無象靜照撰「仏光禪師塔銘」と東陵永璵撰「大日本國山城州万年山真如禪寺開山仏光無学禪師正脈塔院碑銘」および中山法穎編集「仏光禪師塔銘」などが存し、詳しい事情が知られる。

(59)

出羽の慈雲山資福寺と大休正念・紹規との関わりについては、『大休和尚語録』(『念大休禪師語録』とも)「偈頌雜題」に「付資福紹規長者法衣偈」が、また同「小仏事」に「付資福紹規長老法衣」が存しております。ほかにも同「自讚」に「為紹規首座讚」が、同「法語」に「示紹規藏主」がそれぞれ見い出せる。ただし、玉村竹二『五山禪林宗派図』の「仏源派」の項においても、正念の法嗣に紹規の名は載せられていない。ちなみに資福寺については、『扶桑五山記』二「日本禪院諸山座位次第事」「諸山」の「出羽州」にも単に「資福禪寺」と記されるにすぎない。資福寺はもと出羽米沢の地にあつたが、後に宮城県仙台市北山町(青葉区北山)に移されており、現在は臨済宗妙心寺派に属している。

(60)

円福寺(瑞巖寺)と法心について、鈴木常光『法身覚了無一物―法心禪師真壁平四郎の生涯』(新讀書社刊)が存在する。

(61)

宝珠山立石寺(山寺)は比叡山の円仁(慈覚大師、七九四一八六四)を開山とする天台宗の古刹であったが、鎌倉時代に院主・別当職を幕府が直接に任命する関東御祈禱所の一つに列せられ、その際に北条時頼によつて臨済宗に改宗されて宝珠山阿所河院立石禪寺と改められたとされる。その後、鎌倉幕府の滅亡とともに天台宗に復して現今に及んでいる。この寺の史料目録については山形県編『山形県史料所在目録』第五集に収録されている。

圓良の「大日本國越中州黃竜山興化護國禪寺開山勅賜仏林惠日禪師行狀」と「越之中州黃竜山興化護國禪寺開山勅賜仏林惠日禪師塔銘并序」は、東京大学史料編纂所所蔵『名僧行錄』一に収められている。とくに「仏林惠日禪師塔銘」は『続群書類從』第九輯下(卷二三〇)などに載せており、「仏林惠日禪師行狀」は『富山縣史』「史料編Ⅱ

(62)

出羽玉泉寺開山の了然法明について(佐藤)

(63)

中世(一三三三頁以下)に活字化されている。ちなみに『名僧行錄』は五巻よりなり、現在、東京大学史料編纂所にその筆写本が所蔵されている。これは矢部常倫・青山景通・堀田幸正・目賀田謙ら各氏の筆になり、「明治二十二年一月、塙正韶藏書ヲ写ス」と記されているが、もとの塙正韶氏の蔵書が如何なる伝承を持つものであったのかは、現在のところ未詳である。

(64)

『続群書類從』第九輯上(卷二二七)の「鷺峰開山法燈円明國師行実年譜」に、  
壬寅、仁治三。師三十六歳。依城南深草極樂寺元和尚、受菩薩戒。元入宋時、從天童淨和尚相伝之血脉也。  
元乃永平開山仏法上人也。

とあり、覚心が仁治三年(一二四二)に深草極樂寺の道元禪師の下で「仏祖正伝菩薩戒」を受けていることが知られる。その原本は伝えられないものの、覚心が正応三年(一二九〇)九月一〇日に心瑜に附した道元禪師相伝の「授覺心戒脈」ならびに奥書が写しとして大分県東国東郡国東町の妙徳山泉福寺に所蔵されている。

瑩山禪師と運良との関わりについては、東隆眞『瑩山禪師の研究』に「恭翁運良」(一二七頁と一三七頁)として詳しい考察が存している。なお、その考察の中で東氏は法明を道元禪師の法嗣とする立場を一応は認めている。

廣瀬良弘「越中における五山系禪院の隆盛と臨済宗法燈派の展開」(『禪宗地方展開史の研究』に所収)の中の「臨済宗法燈派の越中進出」および『富山縣史』「通史編Ⅱ中世」の廣瀬良弘担当「中世越中における禪宗の展開」の「五山系禪院の隆盛と法燈派の展開」に、恭翁運良を中心にしてその門下の越中(富山県)での活動が考察されている。なお、これらの論考の中で廣瀬氏は、

(65)

恭翁運良は羽州の出身で、羽州玉泉寺の開山了然法明の

もとで出家した。了然は高麗の人で、宋国に行き、無準師範に参じ、日本に渡来して、羽黒山に詣し、のち玉泉寺を建立し、建長三年（一二五）には晩年の道元にも謁している人物であった。了然は曹洞宗では道元の弟子として扱われているほどの人物であるから曹洞宗に親しみをもつていたことであろう。おそらく彼の勧めであろうか、能登永光寺開山の瑩山紹瑾に参じ、曹洞宗の宗旨を学んだ。

（66）  
と法明の立場を規定しているが、師範の法嗣とも道元禪師の法嗣とも断定していない。ただ、法明と瑩山禪師との間に何らかの関わりが存したらしいことを指摘している点は注目される。

覚明に関する史料は東京大学史料編纂所所蔵の『三光国師行実并碑銘』『雲樹寺旧記』によつたものである。『三光国師行実并碑銘』には「孤峯和尚行実」「国濟三光国師塔之銘」「雲樹開山國師画像之讚」「雲州瑞塔山天長雲樹興聖禪寺開山兩朝特賜國濟三光國師碑銘」を收めている。『雲樹寺旧記』にも「孤峯和尚行実」や「国濟三光国師塔之銘」を收めている。

ただし、『雲樹寺旧記』や『三光国師行実并碑銘』に收録される明代初期の大慧派の懶庵廷俊（字は用章、一二九九—一三六八）が撰した「国濟三光国師塔之銘」には、覚明が法明に参考したこと記していない。

（67）

（68）  
山妙心禪寺嗣祖比丘の無著道忠（一六五三—一七四四）が撰した『雲州瑞塔山天長雲樹興聖禪寺開山兩朝特賜國濟三光國師碑銘』によれば、

一日辭燈遊方。聞羽州法明有道老宿、乃往參見。帰堂之後、惕励忘寢食、至惄然不覺事。時時為隣單僧所點醒。有僧戲書其面前曰、力尽神疲無處覓、只

（69）  
と記されており、やはり「孤峰和尚行実」の記事を受けている。  
『（昭和編輯） 略昭余光（瑞塔山雲樹寺縁由沿革略記）』によれば、「靈昭余光・雲樹寺縁由沿革略記」によれば、  
（法燈円明國師ニ） 請益スルコト三年、遂ニ玄奥ニ至ル、乃チ其法ヲ嗣ギ、辭シテ行脚シ、高峰ニ雲巖ニ謁シ、南浦ニ横嶽ニ見ヘ、更ニ羽州ノ法明和尚ノ座下ニ至リ、寝食ヲ忘レテ參禪シ、其印可証明ヲ得。去テ信州ノ深山ニ隠レ、只管打坐シテ聖胎ヲ長養シ（後略）。

とあって、「孤峰和尚行実」とは逆に高峰顯日や南浦紹明に学んだ後に、羽州の法明の席下に投じて印可証明を受けたことになっている。

（70）

覚心の示寂前後の消息については、『続群書類從』卷二二七「鷺峰開山法燈円明國師行実年譜」に、

丁酉永仁五、師九十一歳。五月二日、思遠菴卯塔上梁、師住持幹事心開。五月三日、護國寺上梁。六月十八日、落慶地鎮。師自染筆書梵漢字。此寺創建者、為報無門和尚鴻恩、擬西湖行在靈洞護國寺。故以弘眼禪師為開山祖、而師為三世。大殿安十一面觀音立像、師開光明背書種字、以為母堂妙智造愛染、安上地堂鎮安寺門。戊戌永仁六、師九十二歳。四月十一日、微恙不食、縉白省問、統々不絕。至月末輕安。二十四日、西方寺規法七箇条記之、為遺誠。十月十三日、從旦至夕焉、僧俗對機激励、至子時、肅斂威儀、端坐寂然。侍僧請問、師告終歟。師諾、泊然而逝。停龕

八日、凝然不動、氣兒如生。闍維得五色舍利無算。

世寿九十二。僧臘六十四。依慈願記、乃僧臘七十四。

塔于本山、庵曰思遠。乃思慕廬山遠公之謂也。《宋竹

友揮写鷲峯山思遠庵之六字》。

とあり、永仁六年一〇月一三日に示寂していることが知られる。覚明がこのときまで覺心に師事していたのであれ

ば、示寂後に羽に赴いたともとれるが、覚明の史料に覺心の葬儀のことなどが伝えられていないことから、おそらくは覺明は覺心の病状が悪化する以前にはその席下を辞しているのではなかろうか。

(71) 『十牛図』については、梶谷宗忍・柳田聖山・辻村公一『信

心銘・証道歌・十牛図・坐禅儀』(禪の語録16)を参照。

とくに辻村公一「十牛図について」および柳田聖山「解説」の「十牛図(牛飼いの絵とうた十章)」に詳しい。

(72) この機縁は『宗門聯燈会要』卷七「潭州大鴻靈祐禪師」の章や、『五燈會元』卷九「潭州鴻山靈祐禪師」の章にも載せられている。

(73) 『景德伝燈錄』卷一二「鎮州臨濟義玄禪師」の章に「黃蘖

曰、不然、子但將去、已後坐断天下人舌頭在」とあり、

『鎮州臨濟慧照禪師語錄』(略して『臨濟錄』)「行錄」にも「黃蘖云、雖然如是、汝但將去、已後坐卻天下人舌頭去在」とある。坐断は挫断と同じで、完全否定する意であり、「押え込む」「断ち切る」ことである。坐却も「碎く」

「へし折る」の意でほぼ同義である。

(74) 覚明と瑩山禪師との関わりについては、東隆真『瑩山禪師の研究』の「永光寺会下の学徒」に「孤峯覚明」(一一八頁)として詳しい考察が存している。

木宮泰彦『日華文化交流史』「第二章入宋僧・帰化宋僧と文化の移植」の「來朝宋僧一覽表」の「了然法明」(一一八頁)として詳しい考察が存している。

(76) 文永四年の春に示寂したとされている。

玉川寺に所蔵される『過去帳』の中でも、正徳三年(一七

一三)より寛保三年(一七四三)までの戒名を収録した、

おそらくは第二九世の童睡是穩(?-一七四四)か第三〇

世の囊寬舒錦(?-一七五八)がまとめたと見られる『過

去帳』では、

当時開山法明弘性大和尚、宝治二天示寂五日。《申正月五日》。

と記されている。ただし、ここでは「申正月五日」の部分は別筆で右横に補筆されている。また第三二世の宅英梅禪

(沢恵とも、?-一七八二)が書いた『過去帳』では、

当寺開山弘性法明大和尚、宝治二天示寂、五日。

と伝えていたが、ここでは「宝治二天示寂」の部分が別筆である。

義介の示寂年時については『三大尊行狀記』「大乘開山義介和尚行狀記」の章(『三祖行業記』「三祖介禪師」も同じ)と『義介和尚喪記』あるいは『仏祖正伝記』「三祖賀州大乘開山義介禪師」の章などによるが、義演の示寂年時を含めて『永平寺史』上巻を参照されたい。また義尹の示

寂年時については『統群書類從』第九輯上の「寒巖禪師略傳」などにより、さらに寂円の示寂年時については前出「宝慶寺寂円禪師について」を参照されたい。

玉村竹一『五山文学—大陸文化紹介者としての五山禪僧の活動』(日本歴史新書)の「五山派」の項には、日本禪

の二十四流・四十六流(伝)のみでなく、五十九流(伝)

を含めて総合的な分類・整理がなされている。

南英謙宗に関する伝記史料の研究としては、竹内道雄「南英謙宗及び傑堂能勝の伝記史料I」(長岡工業高等専門学校研究紀要)第三卷第一号)が存する。また同じく竹内道雄「南英」(曹洞宗宗学研究所編『道元思想のあゆみ2』(南

北朝・室町時代』『第一部』に所収)も参照。

(80) 『新編会津風土記』卷三に所収される会津(福島県)天寧寺の「第二世南英行状」においても、

享徳三年甲戌、羽州三莊大泉僧師右京兆淳氏、見法明

長老遺迹玉泉寺久属于蕪穢、常以為念矣。或時、遣一介而就謙宗求其再興。宗以老衰辞之。康正元

年乙亥、春三月上澣、大泉僧師右京兆、復遣其華族前

越後守高坂文遵、重求玉泉再興。宗雖老邁、感其志

而許之。秋八月、趣玉泉、輒披藜莽構小屋、名玉

漱軒。軒前開池流泉活々、山門外有川、謂之玉川、其

源出於月山、其地名國見。旧称善見山玉泉寺、今改

善為國、改泉為川、而稱國見山玉川寺。蓋意欲本

於其處而新起旧廢也。且夫、阿闍世王、此曰未生

怨、又呼為善見。母懷之日有惡心、遂弑父頻婆娑羅

王、故惡聞其名。二年丙子、玉川本房、不日落成。

長祿元年丁丑春二月下澣、宗帰于越福地洞。三年戊寅

夏四月上澣、第足至羽玉川寺過夏。夏了依旧帰于

種月。三年夏四月念四日病疾、至五月十九日寂。夏臘

五十九、世寿七十三。塔于本山後矣。

月開基年代并傑堂和尚行状及謙宗年譜私錄の記事をそのままに受けるものである。

(81) 前出、栗野俊之「戦国期における大宝寺氏権力の性格―上

杉氏・土佐林氏との関係を中心として―」によれば、室町

期から戦国期の頃には大泉氏(後に大宝寺氏と名乗る)

は、上杉氏の地頭代官として現地支配を維持していたし

く、庄内地方と越後との関係が深くなっている。大泉淳氏

が謙宗を招いて玉泉寺を中興せしめ、玉川寺と改めるのも、やはり越後との関係で考へるべきものとされる。

傑堂能勝による洞春院開創の経由については、洞春院所蔵

(82)

(83)

の侍者慶字記「傑堂能勝和尚大禪師行実録」に載せられている。簡略には拙稿「傑堂」(曹洞宗宗学研究所編『道元思想のあゆみ2(南北朝・室町時代)』「第一部」に所収)を参照。

謙宗は山寺号を改めた理由を『玉漱軒記』において、其山旧名「善見」。善見者瓶沙王之子、未生怨之別名也。

初生相者云凶、故改善作國、蓋取諸地名也。寺旧

名玉泉。改泉作川、蓋取諸川名也。意欲祓飾厥

旧也。

と述べている。これによれば山号の善見が古代インドのマガダ国王ビンビサーラ(瓶沙王Bimbisāla)の子、アジャセ(阿闍世Ajatasātra)の異称であり、父王を殺害した故事から凶相であるとして国見山に改めたものである。また寺号の玉泉は月山に源を発して近くを流れる玉川から玉川寺に改めたものである。

「大日本國越中州黃龍山興化護國禪寺開山勅諡仏林惠日禪師行狀」によれば、

欲昭示後來、使仏祖法眼不滅、故有正法眼藏之語。禪戒正伝破佗邪網、故有血脈相承之訣。愛人及物等之以慈、有仮名見性鈔。怒罵嬉笑莫非仏事、故有種々法語。

とあり、また『本朝高僧伝』卷二六「賀州伝燈寺沙門運良伝」によれば、

所著述作有正法眼藏語・禪戒正伝血脈相承説・見性鈔并語錄若干卷。

と記されており、駒沢大学図書館編『新纂禪籍目録』や『国書総目録』などにも、運良には語錄(おそらく表題は『仏林惠日禪師語錄』か『恭翁和尚語錄』であろう)のほかに、やはり『見性鈔』『正法眼藏語』『禪戒正伝血脈相承説』などの著述が存したことを伝えているが、残念ながら

いすれも現今には伝存していないようである。もし、これらの著述が発見されば、運良が法明に得度を受けた消息や瑩山禅師との関わりなども、より詳細に知られるものと推測される。

(85)

『新纂禪籍目録』によれば、覚明には語錄（四会録）のほかに、『徹心録』が存したとされ、『総持開山二祖禪師行録』にも覚明の「上開山和尚書」が伝えられている。大正三年二月に雲樹寺より発行された『靈昭余光』「上編、開山勅賜国濟三光國師御伝」にも、「国師の著作併有縁地」の項に、

国師の著作は一あり曰く徹心録一巻曰く四会語録一巻之なり。国師もとより学、古に亘り道、宗余を貫くと雖も、常に坐禅工夫を以て第一となし給ひしが故に著作は上述の二あるのみ。と記されている。しかしながら、実際にはこれらの著述は雲樹寺など所縁の地にも現今に残されていないようである。ただ、別に明庵栄西撰『円頓三聚一心戒』（『円頓一心戒和解』とも）一冊が孤峰覚明の編とされ、大谷大学図書館や大正大学図書館などに所蔵されている。

(86)

〔徹心録〕については、『新纂禪籍目録』によれば、

②一巻 ③孤峰覚明、三光編 ⑥日本禪目 ⑦不伝カ、  
仏解辞、竜大藏写本ヲ掲グ、但同大目不載

とあり、『国書総目録』もこの記述を受けて、

徹心録てつしんろく 一巻 類臨濟 著孤峰覚明述、三  
光編 ②竜谷

と記している。これらによれば、竜谷大学図書館に『徹心録』一巻の写本が存していることになるが、竜谷大学図書館編『竜谷大学和漢書分類目録』などには『徹心録』の項目が載せられておらず、なぜか所在が不明となっているようである。ちなみに三光とは覚明の国師号であるから、述者

と編者を別人のことく扱っているのは不自然である。

〔補註〕以下、史料として玉川寺に所蔵されている『玉泉寺縁起』の全文を掲載するものである。

玉泉寺縁起

出羽国櫛引郡大泉荘国見玉川寺開基法明和尚者、百濟國僧也。為入唐、於経山寺<sup>明</sup>曹洞<sup>一</sup>。日域為來朝、仁王三十八代斎明天皇御幸也。回<sup>二</sup>法明諸國<sup>見</sup>閑寂之所住<sup>給</sup>。然<sup>ニ</sup>當羽黒山被<sup>ニ</sup>參詣<sup>時</sup>、權現若王子坂迄出迎。權現問曰、御僧者自<sup>ニ</sup>何國<sup>法</sup>。法明答云、無<sup>ニ</sup>何國土<sup>僧</sup>也。亦權現、御名者。答、法明。亦ホウハ何ホウ。答、ホウハノリ。問、ミヤウハ何。答、アキラム。問、明ラメテ何ソ祈之神參。答、唯眠覺走。自<sup>ニ</sup>其權現有<sup>ニ</sup>先達<sup>ニ</sup>至<sup>ニ</sup>本堂<sup>ニ</sup>失給。軀而從<sup>レ</sup>裏御戸開給。依<sup>ニ</sup>其謂<sup>ニ</sup>羽黒<sup>ニ</sup>之御戸自<sup>ニ</sup>内陣<sup>ニ</sup>開。法明押<sup>ニ</sup>感涙<sup>、</sup>可<sup>レ</sup>奉<sup>ニ</sup>權現<sup>、</sup>且<sup>那</sup>有<sup>ニ</sup>堅約<sup>、</sup>為<sup>レ</sup>結<sup>ニ</sup>草庵<sup>、</sup>仁之坂<sup>、</sup>法明施<sup>ニ</sup>手杖<sup>、</sup>給者、落<sup>ニ</sup>吉見村<sup>、</sup>近代改<sup>ニ</sup>名国見村<sup>。、</sup>法明漂泊給、折節彼地<sup>、</sup>為<sup>ニ</sup>光明赫赤<sup>、</sup>其中聖觀音之尊像為<sup>ニ</sup>曆々<sup>、</sup>法明再拜<sup>、</sup>而爰<sup>ニ</sup>効<sup>ニ</sup>開山之勞<sup>。、</sup>天智二癸亥年三月日、草<sup>ニ</sup>創<sup>ス</sup>一屋<sup>。、</sup>仍本尊者聖觀音<sup>、</sup>手向谷之塔之本尊之元木同仏師也。鎮守者羽黒之御正依、是又觀音御座、仍毎月十八日<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>祈禱<sup>。、</sup>蓋号<sup>ニ</sup>玉泉寺<sup>ニ</sup>事<sup>、</sup>來迎散給<sup>、</sup>御跡<sup>、</sup>見給者、水精珠<sup>、</sup>數掛<sup>、</sup>枯木<sup>、</sup>法明見給者、全體如<sup>ニ</sup>瀧泉<sup>、</sup>仍被<sup>ニ</sup>号<sup>ニ</sup>玉泉寺<sup>。、</sup>倩難量<sup>ニ</sup>地景<sup>、</sup>先有<sup>ニ</sup>青竜白虎朱雀玄武之方石<sup>、</sup>東軒山林<sup>、</sup>嘲遊鳥<sup>、</sup>実相<sup>、</sup>殊更寺頂<sup>、</sup>羽黒指覗鎮<sup>、</sup>守護給<sup>。、</sup>見<sup>ニ</sup>南面池水<sup>、</sup>頗瀧之音<sup>、</sup>覺<sup>ニ</sup>妄想夢<sup>、</sup>漱<sup>ニ</sup>似<sup>ニ</sup>拂候道俗之濁意<sup>。、</sup>同月山穹砌寺來貴賤之閨心<sup>、</sup>晴<sup>ニ</sup>月之光<sup>、</sup>給<sup>ニ</sup>疑<sup>。、</sup>西庭<sup>、</sup>流布<sup>ニ</sup>渡<sup>ニ</sup>虹<sup>、</sup>同金峰藏王梵刹之以<sup>ニ</sup>利益<sup>、</sup>救<sup>ニ</sup>寺門供<sup>ニ</sup>敬之輩<sup>、</sup>禁<sup>ニ</sup>惡道<sup>、</sup>護<sup>ニ</sup>御慈悲<sup>、</sup>橋<sup>、</sup>催<sup>ニ</sup>淨土<sup>、</sup>給哉<sup>。、</sup>覽<sup>ニ</sup>北闕<sup>、</sup>海浜<sup>、</sup>浮<sup>ニ</sup>舟<sup>、</sup>是啻衆生如<sup>ニ</sup>漾<sup>ニ</sup>有<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>妄界<sup>。、</sup>殊礪邊之千鳥飛白鷗<sup>、</sup>四時降雪散花歟<sup>。、</sup>寔<sup>ニ</sup>大悲應化之場<sup>、</sup>緇素貫<sup>ニ</sup>袖<sup>、</sup>法音誦經聲<sup>、</sup>生死苦業覺<sup>ニ</sup>眠<sup>。、</sup>有時唐之経山寺而失火出來<sup>。、</sup>權現<sup>、</sup>方便殊<sup>、</sup>法明六通成故<sup>、</sup>觀察而消<sup>ニ</sup>之<sup>。、</sup>亦於<sup>ニ</sup>経山寺<sup>、</sup>覺<sup>ニ</sup>之<sup>。</sup>

蘿糸之袈裟、拋<sub>二</sub>南海<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>法明<sub>一</sub>。法明察<sub>レ</sub>之、僧共遣求<sub>レ</sub>之。如<sub>レ</sub>案由良、浜<sub>一</sub>有<sub>二</sub>金絲箱<sub>一</sub>、檉<sub>一</sub>有<sub>二</sub>蘿浜云處<sub>一</sub>。法明至<sub>二</sub>手向<sub>一</sub>為<sub>二</sub>ト拜<sub>一</sub>見<sub>レ</sub>給者、袈裟自<sub>レ</sub>箱飛出、玉泉寺裏之掛<sub>二</sub>桜木<sub>一</sub>。法明再拜而納<sub>二</sub>本之箱<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>斜<sub>二</sub>賞観<sub>一</sub>。如<sub>レ</sub>之奇特不思議有<sub>レ</sub>之故、載<sub>二</sub>載<sub>一</sub>之大宗派<sub>一</sub>。法明有時早朝<sub>一</sub>向<sub>二</sub>庭前<sub>一</sub>給、老翁來云、永平<sub>一</sub>自<sub>二</sub>道元<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>獻<sub>二</sub>愚老<sub>一</sub>、其故者法明於<sub>二</sub>經山寺<sub>一</sub>習學、如<sub>三</sub>聊有<sub>二</sub>殘所<sub>一</sub>、來可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>相義<sub>一</sub>由。云捨<sub>レ</sub>失<sub>レ</sub>。法明驚<sub>レ</sub>是者、仏祖之教與<sub>二</sub>天所<sub>一</sub>則廻<sub>レ</sub>旅行<sub>一</sub>。道元<sub>一</sub>有<sub>二</sub>對面<sub>一</sub>、右之旨被<sub>レ</sub>仰入<sub>一</sub>。道元云、當朝名僧<sub>一</sub>。云、日本無双之大老。云、芳々以領掌難<sub>レ</sub>存。雖然祖師之怖<sub>二</sub>慈愛<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>付屬<sub>一</sub>。日本小宗派<sub>一</sub>載<sub>二</sub>玉泉寺法明<sub>一</sub>、弥々郡村之貴賤、財施法施之礼奠、不<sub>レ</sub>懈<sub>二</sub>子午<sub>一</sub>。七堂伽藍、鏤<sub>二</sub>七珍<sub>一</sub>莊<sub>二</sub>五色<sub>一</sub>、都而淨妙快樂之靈場也。悲哉、文安丁卯春、成<sub>二</sub>灰燼<sub>一</sub>。同年當領主羽黒參詣之時、至<sub>二</sub>彼所<sub>一</sub>、俄<sub>レ</sub>惱亂荐也。悉<sub>二</sub>前後<sub>一</sub>不審而仰座觀<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>詫<sub>レ</sub>法明之御影、伏<sub>レ</sub>理<sub>一</sub>而去。當寺既<sub>一</sub>為<sub>二</sub>灰芥<sub>一</sub>、不可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>再興<sub>一</sub>。藤原右京進、恐<sub>レ</sub>答而為請<sub>二</sub>名僧<sub>一</sub>。幸越後村上耕雲寺之住有<sub>二</sub>種月和尚云僧、為<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>使者<sub>一</sub>乞請<sub>二</sub>玉泉住寺<sub>一</sub>。無<sub>二</sub>辭詞<sub>一</sub>而來着<sub>レ</sub>。則郡主開<sub>二</sub>喜悅<sub>一</sub>眉<sub>一</sub>。翌日<sub>一</sub>造立<sub>レ</sub>。剩加<sub>二</sub>先領<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>奇<sub>二</sub>數厚<sub>一</sub>領<sub>一</sub>、咨頗母布哉。先徹豈有<sub>二</sub>感受<sub>一</sub>、倍々挑<sub>二</sub>法燈<sub>一</sub>、洗<sub>二</sub>茂<sub>一</sub>松柏杖<sub>一</sub>。春雨湛<sub>二</sub>法水<sub>一</sub>、夏螢燃<sub>二</sub>法火<sub>一</sub>、秋風助<sub>二</sub>法音<sub>一</sub>、冬霜吟<sub>二</sub>法現<sub>一</sub>。訪<sub>レ</sub>遺跡<sub>一</sub>誠學窓之倫、追<sub>レ</sub>日<sub>一</sub>郡集<sub>一</sub>坐禪面壁無<sub>レ</sub>間、而室屋<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>人、共飛鳥忍<sub>二</sub>羽音<sub>一</sub>、遊鳥忘<sub>レ</sub>声、而已。諸民之貴敬、云<sub>二</sub>無<sub>一</sub>言葉<sub>一</sub>、所謂種月經<sub>二</sub>三夏<sub>一</sub>、歸越州<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>時、為<sub>レ</sub>遺証<sub>2</sub>玉泉於改<sub>2</sub>川<sub>1</sub>事、月山之流淌玉川<sub>ト</sub>云故也。爾當寺依<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>用水<sub>一</sub>也。深奧之儀讚<sub>レ</sub>之弥々高、古老之言仰<sub>レ</sub>之弥々繁<sub>シ</sub>。聊所<sub>レ</sub>及愚意之旧記、見合認<sub>レ</sub>之。

宵時正保二乙酉潤五月朔日

玉川寺茂道和尚 依<sub>二</sub>御所望<sub>一</sub>

羽黒山別當長吏宝前院法印天宥

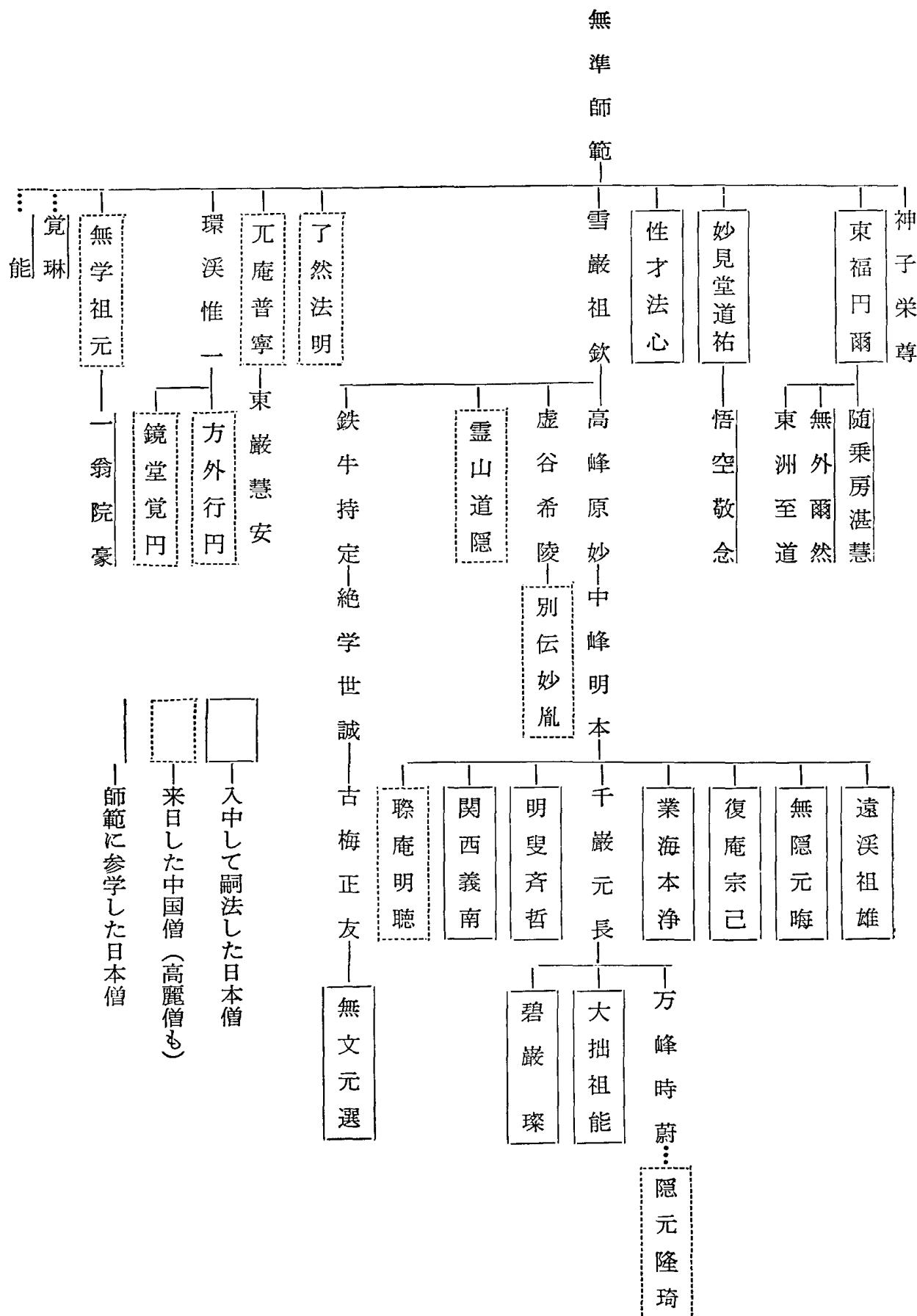
夏一天宥作<sub>レ</sub>筆 [印] [印]

## 〔付記〕

本稿をなすに当たっては、『玉泉寺縁起』および玉川寺の『過去帳』（ただし、歴代住職の箇所のみ使用）などの閲覧・掲載に際して、曹洞宗宗宝調査委員会および玉川寺住職の斎藤芳山師の特別の御便宜を得ており、ここに厚く感謝の意を述べるものである。また東京大学史料編纂所などからも、『諸宗儀範』や孤峯覺明の伝記史料など所蔵文献の閲覧の便宜を得ております。この点も御礼申し上げたい。

今日、玉川寺には開山堂に了然法明と南英謙宗の尊像が安置され、また境内の玉川寺庭園の裏山には歴住塔が存し、中央に「当山開基了然法明大和尚禪師」と「当寺中興開山南英謙宗大和尚禪師」の二墓塔が並立されている。

【無準師範の門流と日本禪の系統】



〔了然法明をめぐる関連系譜〕

